

い申し上げます。

なお、御発言は着席のままお願いいたします。それでは、最初に江草安彦君から御意見を述べさせていただきます。

○江草参事 江草安彦でございます。

本日は、本委員会におきまして、児童福祉法等の一部を改正する法律案に関し、参考人として意見陳述の機会を与えられましたことを厚く御礼申し上げます。

児童福祉法等の改正案は、中央児童福祉審議会の報告を踏まえたものでございますので、今回の改正案の基本的な考え方を中心に意見を述べさせていただきます。

児童福祉法等に従事する職員の養成を行っておりま

す川崎医療福祉大学の学長を務めるとともに、障害児・者の総合施設を運営しております社会福祉法人の理事長として現場に身を置いておられる者でございます。

そこで、本日は、必ずしも中央児童福祉審議会の委員長としての立場にこだわらず、意見を述べさせていただきますと思っております。

まず、審議会の報告と法案の関係について申し上げます。

昨年の三月、御承知のように、厚生省から審議会に對しまして、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化してきておる、児童福祉法を中心とする児童家庭福祉制度について、二十一世紀を見据えた幅広い見地から、基本的あり方について議論をしていただきたいとの御要請がありました。

そこで、当面まず取り組むべき課題といたしまして、児童の保育施策、要保護施策、母子家庭施策の三分野について、十四回にわたって活発な議論を重ねたところでございます。

昨年十二月三日に審議会の報告を取りまとめました。「少子社会にあふましい保育システムについて」「少子社会にあふましい児童自立支援システムについて」「そして「母子家庭の実態と施策の方向について」でございます。

なお、十四回の審議とともに、一部並行いたしました二つの専門調査会を設け、専門家の意見を

徴したことを御報告申し上げます。

この報告を受けて、厚生省は法律案要綱を作成され、本年二月二十一日に諮問がございました。

その内容は、昨年十二月の私どもの審議会の報告に沿ったものでありまして、二月二十六日に、おおむね諮問案どおり了承する旨の答申をさせていただきます。

今回の児童福祉法等の改正案は、審議会の議論の成果を具体化したものであり、私どもといたしましては、法案が速やかに可決成立され、児童福祉の一層の推進が図られることを願うものであります。

次に、改正の基本的な考え方について申し上げます。

児童福祉法は、戦後間もない昭和二十二年に制定されたものでありますが、この半世紀の間、児童、家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。

しかしながら、児童福祉制度の基本的な枠組みは、制定以来変わっておりません。時代の変化を踏まえた制度改革が必要となつてきておるのであります。

例えば、保育所について申し上げますと、戦後間もない時代は、働きながら食糧を確保し、子育てを担った女性を支援する施設として、色彩が濃かったわけでありまして、家族構造の変化、女性の社会進出等、利用者の方々の所得水準の向上も相まって、就労と子育ての両立支援という観点から、保育所は乳児保育や延長保育など利用者の多様なニーズに對応し、また、次代を担うお子さんにとつてよい質の高い保育をいかに提供するかということが大きな課題となつてまいりました。

養護施設について申し上げますと、戦後間もない時代には、貧困、親の死亡などによるお子さんを取容保護する施設としての意味合いが強かったわけでありまして、今日では、両親のいずれかがいられず、ひとり親が九〇％近くを占めるような状況になっております。

したがって、単に児童を保護するだけでなく、家庭環境との調整や児童のアフターケアなど、個々の児童や家庭の態様に應じ、その

自立をいかに支援するかという観点が必要となつておると思ひます。

こうした児童や家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う一人一人の子供が個性豊かにたくましく、自立した社会人として生きていくことができるようになるという基本的な考えのもとに、現行の児童家庭福祉制度の見直しについて、審議会は種々提言を行つたところでございます。

その際、留意いたしましたことは、次の三つであります。

第一は、児童にとつて最善の利益が図られるよう配慮すること、第二は、地域の実情や利用者のニーズに應じた弾力的かつ多様なサービスの提供が図られるようにすること、第三は、児童福祉に関する公的責任が後退することがないように、この三つであります。

その具体的な展開について、少し申し上げます。

まず、保育施策について申し上げます。

保育施策につきましては、第一に、市町村による入所の措置という仕組みを改め、保育に関する情報を積極的に提供し、それに基づき利用者の方が保育所を選択できるように仕組みに改めること、第二は、保育料の負担方式につきましても、現行の応能負担の仕組みから、低所得者の方々に對する配慮を行いつつ、保育コストに應じた負担方式に改めること、第三に、保育所がその利用者だけでなく、地域住民の育児相談にもあたえられるようにすることなどを提言いたしました。

利用者の多様なニーズに即応した、質の高い保育サービスが提供されることを強く期待しております。

なお、放課後児童対策につきましても、大きく私たちは関心を持って議論いたしました。女性の社会進出が進んでおる現状から、児童の健全育成を図るという観点からも、地域の実情に應じた積極的な展開が図られるよう法制化が必要であることを提言いたしました。

次に、要保護施策について申し上げます。

第一に、児童をめぐる問題が複雑、多様化しているの中に、実態やニーズと現行の施設機能との間にそがみられております。施設の機能や名称の見直し、施設間の連携強化等の提言を行いました。

特に教養院につきましては、利用することがマイナスイメージがあるかという印象を与えるおそれがあるのが現実であります。同時に、学校教育が行われていないなどの問題も抱えております。そこで、通所形態の導入、学校教育の適用、処遇内容の改善等、その役割やあり方について見直しを行い、新しい施設として再生すべきことを提言いたしました。

第二に、児童相談所についてでございますが、入所措置等の決定に当たって、医師、弁護士、施設関係者等から成る第三者的な組織を設け、児童相談所をバックアップする仕組みが必要であることを提言いたしました。

児童相談所は、児童の最善の利益を考慮した処遇決定や児童虐待への対応等、重要な役割を果たすことが期待されておる、こうした仕組みを適切に活用しながら、その役割を十二分に発揮することを期待しております。

第三に、地域の中で基幹的な役割を担っている施設に、こども家庭支援センター、法案では児童家庭支援センターと申しておりますが、これを設けるなど、地域の中における児童や家庭の相談支援体制の強化を図ることを提言いたしました。

地域の中で、関係者がネットワークを組み、問題の早期発見・早期対応を図っていくことが必要であると考えておるからであります。

次に、母子家庭施策について述べたいと思ひます。

母子家庭の実態は相当多様化しているとの認識のもとに、個々の母子家庭のニーズに即した就労等の支援や、母子養育能力強化などを提言いたしました。

なお、児童扶養手当制度について、離婚した夫から費用徴収する仕組みの検討を行うこと等を提言いたしました。

今回の法案には盛り込まれ

ておりません。これにつきましては、厚生省からの御要請もございますので、養育責任との関係も含めて、幅広い見地から児童扶養手当制度のあり方について、引き続き審議会としても検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

児童福祉法の制定に携わった松崎氏が、子供は歴史の希望であると言われたと聞いております。一人一人の児童を健やかに大きく育て、地域社会全体で温かくこれを見守り、支援していくことが今後重要ではなからうかと思っております。冒頭申し上げましたように、今回の児童家庭福祉制度の見直しに当たって、二十一世紀を展望し、時代に合った制度を構築すべく熱心に議論を重ねてきたと考えておりますが、五十年ぶりの改正にしては不十分ではないかという御意見もあらうかと思っております。しかし、私は、ともかく新しい方向に向かってまずは第一歩を踏み出したことは、それ自体価値あることではないかと考えておるのでございます。

最後になりますが、委員の先生方におかれましては、本法案の一日も早い成立に御協力いただきますことをお願い申し上げます。児童福祉の一層の推進につき御理解と御支援をお願いして、私の発言を終わりたいと思っております。

ありがとうございます。(拍手)

○町村委員長 江草さん、どうもありがとうございます。

次に、高島順子さんをお願いいたします。○高島参考人 私は、連合の高島でございます。本日は、児童福祉法改正に関し意見を述べさせていただきます、ありがとうございます。

江草先生同様、私も児童福祉審議会の委員をしてまいりました関係もございますし、それから、参議院の質疑の論議も議事録を読ませていただいたので、私が本日申し上げるのは、お手元にピンク色の、連合が調査をいたしました「働く女性の就業と保育に関する調査報告」について説明をさせていただくということにさせていただきますかと思

ます。保育所に子供を預けている親の立場から、保育所に何を期待しているのかということで意見を申し上げさせていただきますかと思っております。

今回、今回といまして、これは一九九二年十二月から翌一月にかけて実施したもので、少し古いわけですが、私も、私もいろいろな調査をしておりまして、この調査をして特に思いいたことは、九十三ページ以降をちょっとあけていただきたいのですけれども、とてもたくさんの人たちが、自由記入欄に書けないぐらいたくさんのことを書いてくれています。それはやはり、いかに保育所について預けている親たちがいろいろな思いを持っているか、子供を育てながら働くということがどんなに大変なことかを訴えていることではないのかというふうにも思っていますので、ぜひ目を通していただければありがたいかと存じます。

さて、その内容ですけれども、まず第一点として、女性が働き続ける上で一番の難関は育児、そして介護ということになるわけですが、この調査は、小学校三年生以下の子供を持つ母親労働者を対象にしました。そして、子供を預けながら働いている親たちの家族形態は、六四％が核家族でありました。三世帯は三三％、母子世帯が三三％、連合の組合員の調査ですからこういう形になってきますけれども、特に大都市圏では七五％が核世帯。ですから、保育所というのは働き続けている以上には不可欠な施設になっている。

それと同時に、保育所以外で応援を求められる人はだれですかという質問に対して、ほとんどが自分の親あるいは夫の親、兄弟姉妹という人を挙げています。隣人、友人、知人というのは非常に少ない実態にあるということも、育児が依然として自分の肉親または保育所に頼っているという実態が非常に強いということも、保育所に対する期待がいかに高いかということではないのかと思っております。地域の保育をする力というふうな育てていくかということも、同時に課題であると思

保育所の開所時間、閉所時間、そして親たちの労働時間という関係があります。今回調査しました人たちは、出社してから退社するまでの時間というの平均八・五時間でありました。しかし、現在のサービス関係の職場は九時間以上とする人がとても多くなっています。これらの人たちは土曜日も日曜日も平常どおり仕事をしているという関係で、休日保育の要望が年々強まっているのもまた一つの課題であると思っております。

こういうことから、保育所の要望として、一番高いのは保育料の問題ですけれども、二番目に高いのは保育時間を延長してほしいということでありまして、現在、七時から夕方六時までが通常保育で、それを過ぎたものについては特別保育として補助金がついておりますけれども、その実施率はまだ低い状況にあります。今回の均等法改正に伴いまして、労働時間関係の女子のみに対する規制が廃止されれば、今後、女子の就業時間もふえることも考えられます。こういう面からも、保育所の延長に対する期待はますます高まっていると思っております。

もちろん私も、残業がふえたり、営業時間、特に、規制緩和の名のもとに営業時間がどんどん長くなっていくということでは決して好ましいことではなくて、子供や家庭生活にとってよりゆとりのある生活ができるような社会のあり方ということについて、ぜひ国会の中でもその議論を高めていただきたいと思います。

三番目は、保育所の配置にかかわることですけれども、自宅を出て保育所に寄り、そして職場に行くわけですが、私どもの調査では、平均しますと、自宅から職場までは三十二分でありました。しかし、大都市圏では一時間が四二％、一時間以上も二二％とあります。住宅問題とも絡みまして、家を出て保育所に寄って職場に行くまでの時間が年々長くなっている。ですから、これも、長くなれば延長保育に対する要望が余計強くなってくるということであります。それから、子供の数が減ってきていますので、保育所の統合

という問題も出てきますが、自宅に近い保育所、あるいは自宅ではなくて職場のある自治体の保育所に入れるような仕組み、そういうことを考えるか、あるいは、現在の百人とか六十人という規模からもう少し小さな小規模保育所がふえていくようにというふうな、保育所の配置がどうかあるかということも非常に重要な課題になっていきます。

それから四項目は、絶対的にゼロ歳児保育が不足しています。育児休業制度ができましたから、産休明け直後の八週間目からはなるべくならば育児休業を少しでもとった方がいいと私も思いますけれども、しかし、現実には、育児休業中の生活保障措置としては雇用保険からの二五％でありまして、生活が苦しくて、できるだけ早く職場に復帰したいという人もいます。あるいは、長く休んでいって職場の評価が低くなつて、そのことがずっと後々までマイナス評価される、したがって、できるだけ早く職場に復帰したいということでも、育児休業が安心して休めないという問題もありません。育児休業を利用して休めるのは、男性ではわずかに〇・二％という低さということもよく例に出されますけれども、スウェーデンでは四分の一の男性がとっているというふうなことが言われます。男性も安心して育児休業がとれるような社会にしていける必要があるのではないかと思います。

こうしたことと相まっていくわけですが、でも、保育所が保育を開始するのは大体六カ月児あるいは八カ月児からになっていますから、そういうふうな預けられるようになれば、多くの人ができるだけその時期から預けて働きたいというのが現在の実態ではないかと思っております。ですから、この意味で、ゼロ歳児保育をもっと充実する必要があると、それから、育児休業制度を充実する必要があると、育児をするからといって職場の評価が悪くなるというふうなこともなくしていくという三つの方向から改善が必要ではないかと思っております。さらに、このこととも関連しますけれども、保

育所は四月一日時点で新年度の入所時期になりますので、どうしても秋以降になるともう満杯で入れない。こういうことですから、人によつてはなるべく四月一日に入れるように子供を産む時期も調節をしよう、そういうことを考えながら出産をするという人がいるのも事実ですし、待機になつてしまえば共同保育だとか無認可保育所に預けるといふことになってくるわけです。ですから、これらの入所時期、いわゆる子供が生まれる時期を親が決めているわけではないわけであつて、どの時期でも安心して入れるような仕組みを、充実をぜひ望みたいと思います。

六項目は、保育料の問題です。

保育費の負担が高過ぎる、自営業者に比べると勤労者は不公平だという不満は非常に高いものがあります。若い共稼ぎ世代の賃金では、特に都会地では家賃ということもありますから、保育料の負担を安くしてほしいという要望は切実なものがあります。

今回の法改正でこれまでの負担のシステムは変わりますけれども、大切なことは、不公平の解消とあわせて、保育料の負担額がどうなるかということ、このことが今一番注目をされている点だと思ひます。国の負担額は従来どおり二分の一は変わらないうことは、再三これまでの委員会で説明され、審議会でも説明されています。しかし、これは変えないとしましても、これまで五十年間続いた措置費の単価そのものが低過ぎるために、地方の超過負担が多くて、地方自治体の予算の持ち出しがないと保育料は結局高くなつてしまつています。保育料の基準額はこれまで十段階となつていましたけれども、国会段階で七段階の図が示されていますけれども、コストを基準に考えれば、ゼロ歳児あるいは三歳児未満は高くなるのは当然です。

均一化を目指しながらも保育料を高くしないためには、どうしても国や地方自治体が保育所に対するお金をもつと入れないと親の負担は避けられませんし、こうした子育てに対し社会全体で支援

するといふことがなければ、親の立場からすれば結局子供の数を減らしていくという形にはね返つてきているのではないかと思います。そういうことが昨今の少子化といふことにつながつてきているのではないのでしょうか。

これとあわせて、ぜひ児童手当の引き上げ。所得税にありますが児童扶養手当といふのはもう既に意味がないのではないのでしょうか。私は、こういうものも児童手当に統合すべきだと思ひますし、それから子供は社会の子といふように考えれば、それぞれの賃金の中にもあります児童に対する扶養手当も本来は一本化されて、親がどの会社にも勤めているように同じように子供に対する支援というのは整理されていくことが望ましいのではないかと思います。

これにかかりまして、審議会の中でも延長保育に係る保育料についてはまだ結論が出ておりません。これまでの措置費の対象から補助金という形になつていくわけですが、では今後、このことをどうするか。先ほど申し上げましたように、営業時間が長くなつていくという関係から七時、八時までが正規の労働時間という人も出てきています。こういう人たちは、現在示されている七段階の保育料とそれのほかにもう一つ延長保育の保育料を払いなさいといふふうなことになるば、とてもその負担は高くなつてしまふ。したがって、延長分についても公費投入はぜひとも必要であると思ひます。

さらに要望の中で出ていますのが、働いている途中に保育所から電話がかかつてきて、子供を迎えに来てほしい、子供が熱を出している、これではとても仕事との関係でうまくいかないという悲鳴がたくさんあります。風邪を引いた後、完全に治つたといふ証明書をお医者さんにもらつてきなさいといふふうなことで、何日も休まなければならぬ。確かに子供の命にかかわる問題ですから、そういうことは実情としては非常によくわかりますけれども、せめて軽い病気のときは預かれるような措置が必要であると思ひます。

こうした点をいろいろ指摘しますと、保育さんの配置の問題といふことも大きな課題であると思ひます。配置基準は昭和四十五年以来のものですけれども、私がオーストラリアに保育所を見に行きましたときに、日本の保育所の配置基準を言いましたら、日本の子供さんといふのはおとなしいです。それとからかわれまして、そんな配置基準でよくできますねと言われてしまつた経験を持っています。現在は、一人っ子だとか二人っ子が多くなつています。情報過多の社会で育つてきている子供の世話は、以前にも増して手間のかかるものでしょう。保育さんの配置基準をふやすことがぜひとも必要だと思ひます。

それからまた、お母さんを指す保母という名前には変えていただきたい。そして、男性も保母さんの世界にどんどん入つてきていただきたいといふふうに思ひます。

それでは、男性が入るというふうなことになるますと、現在の保母さんの人件費にかかつていく措置費といふのは非常に低い金額になつていく。例えば施設長では高卒十八年、主任保母では高卒十四年、一般保母では高卒七年程度といふことです。こうした賃金では男性はまず参入できないでしようし、地方公務員の場合は公務員賃金がありますからいいのですが、社会福祉法人ではとても保母さんとして長く働くような賃金ではない。特に、保育所の運営経費といふのは八割から九割が人件費ですから、保育所の経費を切り詰めるというところは、結局、保母さんの賃金を安くするといふことにほかならない。といふことは、なるべく二、三年でやめてほしい、そして、次々と初任賃金で働く人を保母さんとして雇つていくといふことになつてしまふ。これではとてもいい保育はできないでしよう。

今後、福祉職場に働く人がますますふえていきますけれども、いつまでも奉仕の精神とか家庭の延長の仕事だからといつてこれらの労働の価値を低く評価するといふことは、結局、私たち自身

にもはね返ってくる。福祉施設に働く人たちの労働条件をよくするために、福祉職賃金体系を早急につくるべきではないかと思ひます。

最後に、保育所の最低基準にかかわる問題ですけれども、自分で意思表示もできない幼児の命を預かる事業が保育所ですから、最低基準はきつちりと守るべきだと思ひます。したがつて、無認可保育所だとかそういうものがなくなるような国、地方自治体の多様な援助が必要だと思ひます。

そしてまた、保育所の側も、どうしても保育所の方に親たちが合はせるというものがこれまでの運営でしたけれども、もつとも保育所の運営に父母も参加していく、それから地域社会もかわつていく、そういう地域に開かれた保育所になつていく必要があるのではないかと思ひます。さらに、保育所に就いて学童保育についても、小学校区ごとにつづつて設置するといふことが早急な課題であると考えています。

以上であります。(拍手)

○委員長退席、佐藤(剛)委員長代理着席
○佐藤(剛)委員長代理 どうもありがとうございます。

次に、藤本勝巳さんにお願ひいたします。

○藤本参考人 私は、社会福祉法人日本保育協会の常務理事をしております藤本と申します。

日本保育協会は、主として民間保育所を会員とする団体であります。

本日は、児童福祉法等の一部を改正する法律案の御審議に際しまして、意見表明の機会を与えられました。児童家庭福祉体系の見直しにつきましては、私ども保育に関係する者にとりまして、一般の中児審の審議段階から大いに関心を持ち、また、期待を寄せてまいりましたこととあります。このような機会を設けていただきましたことに深く感謝しながら、本日出席させていただきました。

本日は、時間の制約もありますので、児童福祉法改正案のうち、保育に関する部分につきまして、事項を絞つて申し上げたいと存じます。私どもは、主として民間保育所を運営する者の立場か

ら申し上げたい、また、日ごろ子供たちやその保護者に接している現場人の立場に立ちまして、日本保育協会を代表して簡潔に申し述べたいと存じます。

児童福祉法が制定されてから五十年、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変わったというふうに言われます。また、この間に、保育所をめぐる状況も、また保育所そのものも大きく変わっております。保育所利用の一般化ということが言われますが、そのことがこのことを象徴していると思います。また、保育需要の多様化と言われますように、住民の方々の保育ニーズはさまざまでございます。さらにまた、保育所には、今や、広く地域社会での子育て支援の役割、専業主婦をも視点に入れた活動が求められております。

このような状況の中で、政府で策定されたいわゆるエンゼルプラン、さらには緊急保育対策等五か年事業に私どもは大いに期待をしております。保育所は、子育ての社会的支援のために、今までもそうでありましたけれども、これからもその中心的な役割を果たさなくちゃいけないものだというふうに受けとめております。

我が国の保育制度は、国情に合ったすぐれた制度であると私どもは考えております。そのもとで官民挙げて努力したたまものが今の保育の姿であります。保育所が全国的に満遍なく普及いたしておりますし、その数は中学校の数の二倍、小学校の数を若干下回るまでになってまいりました。また、そこで行われております保育内容も年々向上しまして、時代のさまざまなニーズにこたえて今日に至りました。世界的に見ても、保育所の普及の度合いという点、保母さんなどの職員のレベルの高さという点、あるいは、地域を問わず一定の保育水準がどこでも確保されているということ、さらには、保育所とかその利用者に対する公的な支援体制など、総合的に見れば日本の保育はとても水準が高いと言っていると思います。しかしながら、私どもは、今日の段階で制度に全く問題なしとは考えておりません。現行制度の

果たした役割を認めつつも、その弊害と言われるところを手直しする必要があると考えております。

児童福祉法制定当時から見ると、保育所の利用者や保育所の果たす役割そのものが大きく変質しております。保育所利用の一般化という状況になりましたのに、保育所への入所に当たっては、制度的には市町村の一方的な措置による入所先決定ということになっております。いわば選べない、選ばれないということでありまして、

保育料についても問題が表面化してまいりました。一口に言っても、保育料については不公平感が強いということでございます。特にサラリーマン階層には、保育料の額そのものの負担感も高く、またさらに、あの人に比べてどうかという相対的な意味での負担感と申しますか、不公平感が強いと思えます。現場ではそのことがよくわかります。何とかならないのかということをお会員の園長さん、保母さんからしょっちゅう聞かされております。

そこで、今回の改正案の個別の内容について、私どもの考えを申し上げたいと思っております。

まず、入所方式がどうなるのかというのが我々の最大の関心事でございました。

今回の改正で、市町村は、「保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならぬ。」というふうにされました。これまでも保護者が希望保育所を書いた上で市町村役場に申し込むという実態はありましたけれども、利用者がみずから選択するということが法文上も明記されました。

実は、利用者の選択ということにした場合に、私どもは、保育についての公的責任がどうなるのかという点につきまして、審議会の段階で若干の懸念を持っております。この点につきましても、今回、市町村は、「保育所において保育しなければならぬ。」という形で、保育についての公的責任に關しては変わらないということがはっきりいたしました。我々の懸念は解消されました。い

わば選択と公的責任が共存した、まさに時宜にかなった改正だというふうに考えております。

次に、市町村、保育所双方に情報提供の義務が課されたことも、当然であると受けとめております。

また、保育所に、今回、保育相談が努力義務として明確化されました。先ほど小学校の教員に追っただけであると申しましたけれども、保育所に入所していない子供たちや保護者のための活動、地域での子育て支援がいわば保育所の第二の柱になったのだということを実感している次第でございます。

次に、保育料についての問題点は先ほど申し上げました。

このたび、応能負担の保育料負担方式を改めて、保育費用を徴収した場合の家計に与える影響を考慮して児童の年齢等に応じて保育料を定めるという考え方、すなわち、保育に要した費用に着目する考え方に変わっているように、今後、保育料の均一化を図っていくことによって、先ほど申し上げましたような保育料についての負担感、不公平感の解消につながるものというふうに期待しております。

次に、放課後児童健全育成事業に関する事項が初めて児童福祉法に規定されることになりました。

各地で行われている事業がいわば市民権を得たものでありまして、保育所での今後の取り組みも進めやすくなるというふうに考えております。

者の立場に立つて保育を考え、民間のよさを生かして保育を提供するというところに努めてまいりました。今回の法律改正は、私たちの活動を後押しする内容だというふうに思っております。

法律改正とあわせて、具体的な施策の実施に当たって特に申し上げたいことがございます。

延長保育や乳児保育などの各種の事業や各種の基準につきまして、今後、弾力化や規制緩和を進めていただきたいということでございます。民間保育所の活力を助長し、自発性、即応性が発揮しやすいようにしていただきたいというふうに思っております。特に延長保育につきましては、日々、勤務時間が異なるという今日のニーズに的確にこたえることや創意工夫ある運営という立場からは、基本的には、今後は保育所の自主事業とすべきというふうに思っております。保育需要や保育所の実態は、それぞれの地域でさまざまでございます。何事も全国画一に実施するのではなく、地域差を考慮した制度の弾力運用をお願いしたいと思っております。

最後に、少子化という事態の中で、議員の諸先生におかれましては、必要な施策の樹立とそのための財政措置の確保につきまして、格段のお力添えをお願いしたいと考えております。

高齢化問題は、同時に少子化問題でもあります。高齢者の問題につきましては、社会的に支援しようじゃないかという点で今や大方の合意はできつつあるのではないかと今や大方の合意はできつつあります。私どももいたしまして、今回の法案審議を期に、子育て問題、保育問題について国民全体の目が向いてほしいと念願しつつ、参考人としての陳述を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○佐藤(副)委員長代理 藤本勝巳さん、ありがとうございます。

次に、若野悟郎さんをお願いいたします。

○若野参考人 私は、小児科医でございます。毎日、青山にごさいますこどもの城の中の小児保健クリニックというところで診療しております。ま

た、私の小児科臨床の経験の中で、ある時期は、女子大学の保育室の室長を長く務めておりましたし、また、乳児院の院長もしたことがございます。そういったことから、現在、臨床をやっておりますけれども、常に考えますのは、子供の保育、育児ということでございます。

御承知のように、日本の乳児死亡率は世界最低になりました、体の健康の問題につきましてはかなり解決されてきました。しかし、一方で、子供の育ちにおかしなところが随分と出てきておりまして、そういったことを日常の臨床の中で個々のケースについて経験しております。本当に子供を知らない母親がふえております。子供が泣くけれどもどうしたらいいのだろうか、子供が口をあけてくれもないのだろうか、本当に、我々が新しい動物をもらったときに育て方がわからないのと同じような訴えを持つお母さんがいかに多いかであります。

そして、現在のお母さん方の第一子を産む年齢を厚生省の統計で見ますと、大体二十七歳前後になっております。恐らく子育てでいろいろな心配をするお母さんの年齢は二十五歳から三十歳、あるいは三十五歳ぐらいのところにまで分布しております。

そういったお母さん方がいつごろ生まれたか、平均して三十年前ということで見ますと、昭和四十年代ということになります。昭和四十年代というのは、世の中も非常に落ちついてきてまして、産業もほとんど繁栄したところで、大人社会を迎えております。当時の両親、若い親は、終戦前後の生まれでございます。自分としては子供というものを知らないままに親になつていて、そして、生まれた赤ちゃんを何とかな立派に育てよう、しかし子育てを知らないというやうなことが昭和四十年代の若い親にあつたわけですね。現在、ベビー雑誌とかあるいは育児相談などが電話で行われておりますが、そういったことが始まったのもやはり昭和四十年代でございます。そのころ生まれた子供が、今、親になつてきております。

それで、昭和四十年代から現在に至るまでの二十年、三十年の間に、世の中では子供がだんだんと少なくなつてきた。また、育児産業がどんどんと進歩してまいりまして、布おむつから紙おむつへと移つてきている、あるいは将来に向けての早期教育が起つてくるというところで、現在の母親は、子供を知らない、しかし、一方で大きな情報に感化されているというやうな状態で、お母さんは育てております。

そういう中で、働いているお母さんは、保育所にお預けになる。そこで集団保育もしてもらえ、また、経験のある保育士さんに見てもらえ、非常に幸せでございます。しかし、一方で家庭で、それこそ十階、二十階というマンションの高いところで外の風の音も聞かぬままに育てているお母さんが非常に多くなつてきておりまして、そういった方々の多くの悩みが、私どもの小児科臨床の中で、毎日私たちの目の前にあらわれてくるわけでございます。

そういったことから、家庭で育てているお母さん方に対して、育てるよい環境を私どもがつくっていく必要があるわけですね。今、厚生省で各地で育児教室などを行われて、成果を上げております。

また、保育所の方では、集団保育の中でよりよい保育を目指しておりますが、そういう中で、保育所の中でも問題がないわけではございません。それは、一つには、子供の健康というものは必ずしも平たんではございません。先ほども御意見がございましたけれども、風邪を引いたり、いろいろございまして。そういったことが、今、保育園の中に要望としてほとんど入つてきております。そういったことで、私は、今、保育園がどうあつたらいいか、子供の立場から、親の立場ではなく、発育していく子供の立場でどういう環境が必要なのだろうか、それには保育所はどういう環境であつてほしいのだろうか、あるいは家庭がどういう環境であつてほしいのだろうかというやうなことをちよつとまとめてみました。

これはお手元の資料の中に、二枚の紙でございますが、細かいことはこれでごらんになつていただきたいと思つたのです。

今、保育園児の保健というものを言及したときに、いろいろな問題がございまして。先ほどもございました、病児保育といひましようか、少し体の状態がよくない、しかし家で寝ているほどではない、そういう子供をどうしたらいいのだろうかというのを考えたときに、親の立場からいへば保育園にお預けするということもありませんが、子供の立場からいへばそういったときこそ家庭で育ててほしい、そしてそれに対して社会が何か援助してほしいというのが私の小児科医としての立場でございます。

また、産休明けの子育て、生後八週間からあの小さな赤ちゃんが保育所で育てられるわけでございます。あるいは障害児保育、それから今、全国的に問題になりますアトピー性皮膚炎とかアトピー性皮膚炎の除去食といふ、ある特定の食事を除くわけですが、そういったことが保育園に課せられております。最近では、アトピー性皮膚炎だけでなく、先天代謝異常といふ、生まれつき代謝異常を持つていて特定の食事を食べられない、というやうな方が保育園に入つてまいりまして、保育園での食事の中でそういったいわゆる治療食も要望されているわけでございます。そのほか、日常の薬の問題あるいは感染症の問題、保育園という集団の中で保健の立場からいろいろ問題が起つております。

そういったことを我々は援助しなければなりません、それは、その次のところに書きました。が、今の保育士さん方の再教育あるいは小児保健の研究など、知識、技術といふものを高めていただくやうな機会を多くしていただきたいと思つた。また、単に育てるだけではなくて、家庭であれば母子の結びつきといふものがございまして、保育園での保育士さんと子供の心の問題などもございまして。あるいは、救急法の知識なども必要かと思つた。そういったことは、保育士さんにな

るための短大その他のところでの科目の中で大いに重要視して、教育された方々が保育士さんとして世の中に出ていただきたいというふうに思つた。さらに、それをさかのほれば、日本の義務教育の中で、子供あるいは大人の、人間の健康といふものをしっかりと教育していただいて、そういったことが人としての常識であつてほしいというふうに思つた。

また、保育園と嘱託医の連携であるとか、あるいは主治医との連携といふものを密にしたい。また、私ども、日本保育園保健協議会という名前でございますが、昭和六十二年に同じやうな考えを持つ保育園の園医の集まりで全国保育園医連絡懇談会といふものをつくりまして、毎年、園医だけで学会をしたり、あるいは保育園の保健の問題につきましましていろいろ考えを述べ合つてまいりました。

しかし、園医だけでは保育園の保健の問題がなかなか解決できない面がございまして、保育園で働いている、あるいは保育園に属する、あるいは保育園の保育士さんの教育に属する、保育園の保健に属するあらゆる人たちが一緒にやつていこうというやうなことで、一昨年、平成七年四月に日本保育園保健協議会といふものをつくりまして、毎年、学会をしたり機関誌を発行して、現在の保育園の中における子供たちの保健の問題について、いろいろと研究したり、保育園に助言したりといふことでやつております。

そういったところの情報のほかにも、この保育園の保健の問題といふものがこれからますます大きなことになってくる。私たちに課せられた仕事が多くなつてきておりますが、今申し上げたやうな基本的な保育園での保健といひましようか、医療に近づく問題も出てくることにつきまして、各分野のそれぞれの専門の先生方のこれからの御協力をいただきたいというふうに思つたわけでございます。それからもう一つの項目ですが、子供の健康な発育ということから見たときに保育園の生活がど

うあるべきかということです。

これは、今、私も小児科医の中でいろいろ検討されていることもあるのですが、非常に夜更かしの子供が多くなってきておりまして、そういうお子さんの背景を見ますと、産業構造といましようか、親の勤務といったものが大きく関係している。夜九時ごろ帰ってきて、それから一緒にふろに入る。そして、親と子供のきずなというところで、それから二時間、三時間と父親と子供とで遊ぶというように、夜十二時、一時に寝る子供がいかに多いかということです。それでも翌日ゆっくり寝ればよいではないかという議論がございまして、医学的に申し上げますと、やはり初めの乳幼児期、このころは昼と夜という生活のリズムをしっかりとつけることが将来に向けて非常に大きな健康の基礎づくりになっています。

最近、睡眠学者などが、夜と昼の逆転している子供がその後いろいろ精神発達の異常を起しているという例なども述べておられます。そういう生活を送りつかりと乳幼児期に習慣づけるということを考えてときに、保育所の延長保育はどうあるべきだろうか、それから、延長保育で夜九時ごろ御飯を食べる、これを夕食として食べるのか、あるいは、夕方、保育園で夕食として食べて、また九時ごろおやつとして食べるのか、そういうことは、子供の一日の生活のリズムを考えるとときに大変大きなものでございまして、そういうことから、小児保健の発育から見た保育園のあり方というものをひとつ検討していきたい、また、皆さん方にいろいろな御意見をいただきたいというふうに思います。

（佐藤）（副委員長代理退席、委員長着席）
○町村委員長 どうもありがとうございます。
次に、相沢恭子さんをお願いいたします。

○相沢参考人 本日は、私をお招きいただき、意見を述べさせていただきますことを感謝いたします。

ます。

私は、アメリカホームスクール協会公認「アザワイズジャパン」代表、相沢恭子と申します。
今回の児童福祉法第四十四条及び四十三条の五の改正により、私たちが行っている、学校に行かない子供に家庭をベースにした教育の提供をサポートすることができなくなりはいまいかと考え、お話をさせていただきます。

不登校は、学校における体罰、いじめ、強制など、教育の中から受けるあらゆる形態の身体的、精神的な暴力、障害、虐待、放置、怠慢な扱い、不当な扱いからの被害であり、それに対しての異議申し立てであると考えます。このような子供こそ、家庭をベースに、それぞれの子供に応じた興味、ニーズに基づいた教育、真の子供の教育への権利の保障が必要だと思いますが、今回の改正案第四十四条及び四十三条の五の運用により、これを保障するためのサポートができなくなりはいまいかと不安です。

今回の改正案第四十四条に加えられた「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」につきましては、衆議院、参議院両厚生委員会、小泉厚生大臣及び横田厚生省児童家庭局長が、不登校ということだけで対象とするものではない、家庭の養育が適切でなく、基本的な生活習慣が身につけていない子供を対象にすると繰り返し答弁されています。しかし、入所問題行動別という資料を見ますと、現在でも教護院には登校拒否という入所している子供がいます。説明は、単に登校拒否を理由ではなく、さまざまな要素が含まれている子供を入所させているとされています。

しかし、登校拒否、不登校では、家庭内暴力や閉じこもりのようなさまざまな二次症状が出てまいますので、このような二次症状を取り上げて、不登校ということで対象にしたのではなく、家庭環境によって生活指導を要する児童に該当するから入所させるとなれば、重大な問題になると思えます。子供には教育の権利があるはずなのですが、

社会的には不登校という行為についての偏見がいまだに横行しているため、学校へ行かないという形で異議申し立てをした子供を追い詰め、子供はさらに傷つき、いやすどころか、閉じこもり、昼夜逆転、家庭内暴力など二次症状を起こさざるを得ないのです。

私は、一九九五年、イギリスを訪れ、家庭を基本とした教育で、学校も含め、あらゆる機会を利用して子供の学びをサポートしようという教育方法、これをホームベースドエデュケーションといいますが、この実態を見てまいりました。

イギリスでも教育は法律で義務づけられていますが、けれども、その義務教育とは、学校に行くことだけが義務ではありません。学校は教育を提供する一つの機関にすぎず、親が学校でその義務を果たそうと考えると、登録し、登校させれば、義務を果たそうとすれば、その義務を学校以外で履行しようとするれば、何の手続きなしに、自由に子供の興味に沿った学びを支えていけるのです。国のカリキュラム、教員資格、テストでの確認などは必要とされてはいません。このため、平日、図書館、博物館、水族館などで楽しく会話を通して学んでいる多くの親子連れを見かけました。

子供たちは、あらゆる機会を通して、さまざまな人々と交流して豊かな社会生活を送っていました。町でもボランティアの体験をしたり、働く経験をしたりと、どこかに配置して何かを教え込もうというのではなく、教育が即学校という考えをとうらうのではなく、教育が即学校という考えをとうらう、社会全体を学びの場としてとらえて、生涯教育の視点に立つてさまざまな学習方法、機会を提供し、学校以外の教育を選択した子供たちを支援してまいりました。

そしてまた、それらの子供は学校との行き来が自由にできるようです。ホームベースドエデュケーション・サポートグループ、エデュケーション・アザワイズのメンバーの幾つかの家庭を訪ね、子供たちが明るく伸びやかに、屈託がなく、自由に学んでいる姿を目の当たりにして、日本で、家庭に閉じこもらざるを得ないなど不登校のため

二次症状を起こして、自己肯定できず、意欲さえも奪われてしまっている子供たちを思い、胸が痛みました。

このホームベースドエデュケーションは、欧米、オーストラリア、ニュージーランド、カナダなどで広く実践され、欧米では既に二十年経過しており、アメリカではハーバード、スタンフォード大学など四百七十校以上がこのホームベースドエデュケーションの子供たちを受け入れ、必ずしも高校卒業資格試験、GEDなどは必要とせず、個人の推薦、面接、レポートなど、さまざまな方法で受け入れていると聞いています。

このように、諸外国では、学校外の教育の権利が保障され、学校システムで学びたいと考えれば、それを利用できるように保障されてきています。そのことが、精神的、肉体的に、さらには学習面においても発展に貢献しているのです。

そして、当然ながら、不登校という問題も少ないのです。日本の子供たちに今必要なのは、学校教育以外の教育の権利を保障した上で、学校教育との自由な行き来であると考えました。こうすれば、子供たちが不登校ということでも苦しまなくて済むのです。

一九八九年、イギリスで発行された、元教師で、BBC放送でも活躍されているパトリシア・ノックスの「アビュース・オブ・ケア・アンド・カスターディ・オーダー・オブ・アンド・アングラス・スタンディ・ング・スクール・フォー・ピア」という本によれば、今回の児童福祉法改正案第四十四条及び四十三条の五と似たようなケースが、一九六九年、イギリスで見られたようです。つまり、当局が、福祉と称して子供をケアに置く権限を持ち、モラルの危険にさらされた場合、親の手には負えない場合、適切な教育を受けていない場合、犯罪を犯した場合など、子供のふさわしい発達と健康が損なわれるとして施設に措置したようです。そして、親の手には負えない場合、適切な教育を受けていない場合は、まさに学校に通っていない子供たちに当てはめられ、多くの親子が国外逃亡をしたり、自殺を図る

など、悲惨な状況があったことを伝えていきます。
また、この書によれば、学校に行かなかったために施設に入れられた子供たちは、一日も早く家庭に戻りたいために、ただ人の言いなりになり登校するように、あるいは最後まで学校を拒否して自殺をするなど、重大な問題を引き起こしたことを伝えていきます。その後、親たちは学校以外の教育の権利を知り、入所を拒否して子供を救ったというようです。

学校以外の教育を認めないまま、今回の改正が学校に行っていない子供たちに運用され、施設収容や通所という措置が行われれば、学校に行かなければならないと親子に強制したり、学校に行かない、行けない自分はだめな人間だなど自己否定させる、あるいは親子を追い込むことは間違いないと考えます。

世界的に見ても、子供に対する施設収容に関し、厳しき制限をする傾向にあるようです。犯罪を犯した少年は、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」という観点に立てば、一番困難な状況にある子供だと思えますが、そのような子供に対して適用される一九八五年の少年法運営に関する国連最低基準規則、通称北京ルールが、これは子供の権利条約の内実を持つものとされていますが、一条三において、あらゆる可能な資源、学校やほかの公共機関とともに、家庭、ボランティア、その他のコミュニティグループを含むすべての可能な資源を最大限活用する手段をとることに十分な注意が払われなければならないとしています。その目的は、法による介入の必要を減らすために少年の福祉を増進すること及び法に抵触した少年を有効、公正かつ人間的に扱うこととされています。

そして、十七条一(b)で、少年の人身の自由に対する制限は、慎重な考慮を経なければ行なうことができず、かつ、できる限り最小限のものでなければならぬとして、同(d)で、人身の自由の制約は、少年が他人に対する暴力を伴う重大な行為を行ったこと、またはそのほかの重大な犯罪を繰り返す

おそれがあることを認定した場合であつて、かつ、ほかに適切な方法がない場合でなければ、これを課してはならないとし、十八条二で、事案の事情が必要としない限り、少年は親の監督から、部分的であれ完全であれ離れてはならないとし、十九条一、少年の施設収容処分は、常に最後の手段であり、かつ、その期間には必要最小限にとどめなければならないとしています。その注釈は、進歩的な犯罪学は施設収容処遇に對し非施設収容処遇の利用を提唱している、とりわけ、否定的な影響を受けやすい少年事件がこれに当たると、さらに、自由の喪失のみならず通常の社会環境からの隔離による否定効果が、少年にとつてその成長段階ゆえに成人よりも顕著であることは確実であるとしています。

これは少年非行についての国連基準ですが、三条二で、福祉及びケアの手続で取り扱われているすべての少年に對して、この規則で具体化されている原理を拡大するよう努力しなければならないと規定されています。その後、一九九〇年、国連総会で採択されたリヤド・ガイドラインで福祉、教育分野でも施設収容は最後の手段であつて、かつ、子供の最善の利益が最も重要なものであるとしており、入所の判断基準を厳格に規定しています。この観点からすれば、新たに家庭環境その他の環境上の理由により施設収容対象を拡大するというのは、子供の権利条約を初めとして、世界的な望ましい子供の支援のあり方に逆行するものであると考えます。

不登校については、これを非ないし反社会的行為とみなして措置、治療するのではなく、教育に對して第一義的な権利を有する親が子供のニーズに即した対応をとるなど、自由な関係や環境の中で子供に即したニーズをさまざまな形で援助することこそ必要ではないかと考えます。

今回の四十四条及び四十三条の五は、社会的孤立及びレッテルを既に張られ苦しむ不登校の子供たち、しかも、その苦しみゆえに二次症状を起こしている子供たちをさらに追い込み、前述した、

イギリスで見られたような取り返しのつかない結果をもたらしかねないと考えます。つけ加えれば、結果として措置されなければ問題がないというのではなく、その過程でされるさまざまな調査過程でも同じ苦しみを与えるということも忘れないでいただきたいと思います。

児童福祉法改正案第四十四条及び四十三条の五、そして、今回の改正には入っていませんが、養護施設も同じです。その措置対象に二次症状で苦しむ子供、家庭を基盤とした教育を行っているホームベースドエデュケーションの子供を入れるという要望いたします。(拍手)

○町村委員長 どうもありがとうございます。
次に、二宮厚美君にお願いたしました。

○二宮厚美君 神戸大学の二宮でございます。時間が十分というふうに限られておりますので、一切の前置きを抜きにしまして、まず、現代日本の保育や学童保育制度に求められていることは何か、この点、三点に絞って申し上げまして、その後、それに照らして、今回の児童福祉法改正のはらむ問題点につきまして、同じく三点に絞ってお話し申し上げたいと思います。

まず、保育や学童保育の制度で今何が問われているのか、この問題ですが、第一は、改正案に対する中央児童福祉審議会の答申でも指摘されておりましたように、児童の権利に関する条約の理念を踏まえること、特に保育や学童保育に關して言いますと、第十八条の条文を生かすことが大変重要であるというふうに思います。

御承知のとおり、子供の権利条約は、先ほどから何度も紹介をされておりますけれども、子供の最善の利益を保障するという観点に立ちつつ、とりわけ第十八条でわざわざ父母が働いている子供に對して条文を起し、その子供たちが保育所などからケアその他の便益を受ける権利を保障するために、「すべての適当な措置をとる。」このことを締約国に義務づけております。簡単に言いますと、働く親のもとで保育や学童保育を必要とする子供たちに対して、その権利を保障する

ために、我が国はすべての適当な措置をとらなければならない、こういうことになります。この日本がもし国際化時代を迎えたといふのであれば、子供たちに対してはやはり子どもたちの権利条約の第十八条の視点を貫くということが肝要でありまして、この視点を欠落させた児童福祉法の改正は歴史の進歩に逆らうものだというふうに思います。

第二の問題は、子供の権利にあわせて、特に現代日本では、さきにも高島さんから話がございましてけれども、働く女性ないし働く母親の現実的なニーズに立脚して保育制度の充実を図ることが重要だ、こういうことです。

働く女性が必要とする子育て支援策の優先的な課題は何か。これは、ことも未来財団の調査結果が九六年版の厚生白書で紹介されておりますけれども、それによりますと、仕事と両立できる雇用制度の確立、例えば短時間とか育休ですが、これが筆頭で七七・三％、次に保育所での乳児保育、延長保育など多様な利用しやすい保育サービスの提供、こういう要望が上がってこれが六一・九％であります。あとは省略をいたしますがこれも、要するにこの二つが断トツに高い優先課題になっています。

御注意いただきたいのは、ここで多様で利用しやすい保育サービスの提供という課題が上がっているといつても、最も切実で最も多数の要望になっているのは産休明け及び乳児保育と延長保育との二つです。したがって、このニーズは現行の措置制度でこたえられるし、また措置制度を使つて対応しなければならぬ、そういう課題だということでありまして、改正案にあるような措置制度の廃止の理由には全くならない、こういうふうに考えます。

このことは、さきの高島さんの紹介されました「働く母親の保育制度への要望」、これは本委員会参考資料にも出ておりますが、ちよつとミスがあるようでありますけれども、簡単に申し上げますと、保育料負担の軽減だとか公平化、それから

早期保育・延長保育、産休明け保育、入所時期の柔軟化、施設・内容の改善と職員増加、すなわち保育士の増加であります。これがベストファイブになっています。これは、さきに紹介されたとおりです。まことにとても必要ばかりでありまして、これらもすべて現行の保育制度の拡充要求を物語るものではあつても、措置制度廃止の理由にはならない、こういうふうに考えます。

第三に指摘しておきたい点は、これからの子育て支援のあり方を考える際には、共働き家族の普及や社会的役割を特に重視する必要がある、こういうことです。これは、今回の改正法案の提案理由説明でも、夫婦共働き家庭の一般化という言葉、これは大変画期的な言葉だと思ひますが、その言葉で強調されているとおりでありまして、夫婦共働き家庭の一般化というのは、言いかえると共働き家庭の普通化ということでありまして、したがって、共働き家族が必要とする保育や学童保育はまさに普遍的、一般的権利として公的に保障されなければならない、こういうふうに考えられます。

しかも、夫婦共働き家庭の一般化という視点に立つた保育の公的保障は、現在財政危機ではあります。財政的に見ても、片働き家族の幼稚園保育よりも少なくとも社会的な貢献が高いという試算があります。その一例に、昨年社会経済生産性本部が発表いたしました「持続可能な福祉政策の確立に向けて」という報告書がありますけれども、これを引き合いにしたいと思ひます。

結論だけ申し上げますと、大卒女性を例にとつて、就学前の保育所保育五年間に使用する公費の負担額、すなわち公の税金から持ち出される実質額であります。これは十七万円、これに対して、就学前にもし三年間幼稚園を利用して子供を育てた場合、これに要する実質公費負担分は約六十万円です。したがって、保育所保育五年間と幼稚園保育三年間を比べてみますと、保育所保育の方が差し引き四十三万円だけ安上がり、つまり節約されるという試算がなされているわけですね。要す

るに、共働き家庭というのは所得税とか住民税の増税に耐えながら、片働き家族よりも公的に多く負担をして貢献している、こういうことになりま。この上に学童保育を利用する共働き家族の社会的、財政的貢献を考えますと、共働き家族の生活や保育を重視することはまさに将来の二十一世紀の日本に極めて積極的な意味を持つと思ひます。

以上が、今保育制度に問われている課題であります。以上が、続けて、今回の改正案の問題点につきまして、三点に絞つて申し上げたいと思ひます。時間の制約がありますので、あらかじめ結論だけ申し上げておきますと、今回の改正案は、まず第一に、保育の措置制度の廃止によって公的責任の後退させようとしていること、第二に、保育料の受益者負担主義を強化しようとしていること、第三に、学童保育に対する公的責任がいまいなこと、この三点の大きな問題点を持っているといふふうに考えます。

まず第一は、保育制度から措置制度を廃止するという問題点です。厚生省は、措置制度を廃止する際の唯一ともいふべき理由として、現在の措置制度のもとでは保育所利用において選択の自由がない、こういうことを挙げておられますけれども、しかし、これは現実にも合致していないし、ほとんど私はこじつけだと思ひます。

なぜならば、そもそも保育所に対する選択の自由というのは、これは、すぐわかると思ひますが、前提条件として、自由に選択できるほどに保育サービスの量が潤沢に提供されていることが必要ですけれども、現在ではこの前提条件が満たされておられません。つまり、制度以前の課題として、昨年度当初の待機児童数が資料集によりまして約三万三千人、こういうふうな状態にありまして、保育サービスが自由に選べるほどに十分に提供されているとは言えない。保育サービスの量が絶対的に不十分な状態、絶対的に足りないところでは選

択の自由どころの騒ぎではないといふことは、例えば介護保険の導入に当たつてホームヘルパーや老人福祉施設が絶対的に足りないところでは何が選択の自由か、保険あつて介護なしに終わるのではないか、こういう疑問がこの国会でも問題にされたとおりであります。

さらに、措置制度の廃止は、さきに指摘をいたしました保育の権利保障を後退させる危険性をはらんでいます。例えば、現在の措置制度のもとでは、御存じのとおり、第二十四条で、保育に欠ける子供に対して市町村が「保育所に入所させて保育する措置を採らなければならない。」というふうな規定が盛り込まれておられます。保育に欠ける児童に対して「保育所において保育しなければならない。」と修正されました。私は、保育しなければならないという義務規定はそれはそれとして、今後とも尊重していただきたいと思ひますけれども、新たに第二十四条に第三項をつけ加えて、市町村は保育所に入所する子供を選考できる、こういう条文が盛り込まれておられます。これは、例えば入所希望が一保育所に集中するとか、その他やむを得ない事由がある場合という限定がついておられますけれども、市町村の保育義務制度のいわばエスケープクロウズだと思ふのです。すなわち、免責事項ないし逃げ道を与えたものとして、保育の公的保障に大きな問題点を残した、こういうふうに考えます。

第二の問題点は、保育料制度の変更です。今回の改正案では、保育料のあり方につきまして、原則的に受益者負担の考え方が導入されました。これはさきの江草参考人が保育コストに応じた負担方式というふうな述べられたとおりでありまして、改正案は、原則的に受益者負担原理を基準にしたが、その際に家計に与える影響を考慮して保育料負担をいささか緩和する、こういう考え方を打ち出しています。この方式は原則受益者負担主義の延長線上にありますから、将来、保育サービスの商品化だとか悪名高い市場化路線だとかにつながらない、こういうふうに言わな

ければならないと思ひます。この路線は保育の公的保障から逸脱するというふうに考えます。

第三、最後に、学童保育の問題についてであります。

これは、片山さんから後で報告があるかと思ひますが、学童保育を児童福祉法の中に位置づけてその法的地位を確立すること、このことについては評価したいと思ひます。しかし、今回の改正案は、今、学童保育の制度化で最も重要な、最も必要だといふふうに考えられている課題、例えば公立公営の学童保育に対する公的責任だとか財政保障、そして指導員の身分保障などにこたえていないという問題点を持っています。特に、現在の放課後児童健全育成事業をそのまま延長して学童保育をふやすといふふうに厚生省は考えていらつしやるようでありまして、これは、本法の提案理由にありまして「制度と実態のそごが顕著になつてきております。」という指摘をそのまま地獄でいくような誤りだといふふうに私は考えます。

なぜならば、現在の放課後児童健全育成事業は、一例を申し上げますと、一学童クラブの運営費として年間わずか二百二十万七千円を想定しております。一けた間違つておられるのではないかと、思うくらい少ない額でありますけれども、このうち、仮に人件費を七割と見積もりますと、一学童クラブ当たりの指導員の人員費は年間百五十七万円程度、月々の給料に直しますとわずか十三万円程度あります。これで毎日二十人から三十五人ほどの子供たちの保育、つまり、極めて高度に専門的な指導の仕事が続けられるといふのであれば、そう考へていらつしやるのであれば、私は、一度厚生省の方々にその体験をしてもらいたい、かように思ひます。

現実にはそうはなつていないわけでありまして、最後に一例だけ申し上げますと、私は現在、大阪の吹田に住んでおりますけれども、吹田では、学童保育一カ所当たり約千六百万円の子算を組んでおります。これでも十分とは言えないのが実態

覆いかぶさってくるわけなんです。これは、公的補助が少ないうえ、高い保育料を払っています。母子、父子、一万五千円の保育料を払っています。母子、父子

料を払った上に、バザーなんかの事業活動で休日
を返上することにもなるわけなんです。もう一回、
見沼の資料を見てほしいのですが、運営費の中で、
親たちが保育料のほかに八十何万もバザーで稼が
ないといけない、そういう大変な実態があるわけ
なんです。

私の学童保育で、去年、五人の母子家庭の子供
たちがやめていきました。これは、今の不況でお
母さんのお給料の入りぐあいが悪くなったので保
育料が払えなくなったということ、せつかくの
休日にはバザーなんかに出たら後の一週間が仕事に
ならないのだというお母さん、そういう悩みから
五人の子供たちがやめていったのです。この子供
たちは、それまで毎日楽しく学童保育に通ってき
ていたのですよ。今、本当に必要な親や子供が学
童保育を安心して利用できるような状況になっ
ていない、そういうふうになっているわけなんです。
本当に悔しいのですが、そういうふうな状況なん
です。

それは、長いこと国が学童保育の制度をつく
てこなかったことに原因があるのじゃないかなと
いうふうに考えています。だから、私たちは今回
の法制化に大きな期待を寄せていました。だけれ
ども、法案を見ると、市町村の公的責任があいま
いで、しかも、施設が公的に保障される、指導員
の人員費の公的保障が拡大されるものにはなっ
ていないのです。

今の学童保育の困難さは、法制化されるだけで
一歩前進というふうな、そういうレベルじゃない
のです。もう今すぐにでもこの困難を何とかして
ほしい。今の私たちの困難が少しでも解消される
ものにならないと、今回の法制化は国民の期待に
こたえるものにはならないんじゃないかというふ
うに考えています。法文策を見ると多様かつ柔軟
とか、厚生省は現在行っているそのものを認める
とかいうふうな発言をしています、劣悪なもの
が多様にいっぱいあったら困るのですよ、私たち
は。この困難がこのまま続けられたら本当に困る
のです。

だから、きょうは、私たち指導員の仕事の中身
についても少しでも理解を深めていただきたいと
て、あと、実践記録なども用意しておきました。
どうか、十分な審議をして、私たちの期待にこた
える法文をつくっていただきたいと思います。よ
ろしく願います。(拍手)

○町村委員長 どうもありがとうございます。
以上で各参考人の方々の御意見の開陳は終わ
りました。

○町村委員長 これより委員からの質疑を行いま
す。

質疑につきましては、理事会の協議によりまし
て、一回の発言時間が三分以内となっております
ので、委員各位の御協力をお願いいたします。

なお、質疑のある委員は、挙手の上、委員長の
許可を得て発言されるようお願いいたします。ま
た、発言の際は、所属党派及び氏名をお告げい
ただき、御意見をお伺いする参考人の方をできる
だけ一名あるいはせいぜい二名に絞って御指名を願
います。

かなり時間がオーバーしておりますので、ひと
つ御協力のほどお願いいたします。

それでは、質疑のある委員の皆さん方からの挙
手をお願いいたします。

それでは、住さん、どうぞ。

○住委員 本日は、お忙しいところ、参考人の皆
様方には大変貴重な御意見をお聞かせいただきま
して、ありがとうございます。
自由民主党の住でございます。

大分聞きたいこともあるのですけれども、時間
の関係上、お三人の方にお尋ねをしたいと思いま
す。

まず、江草先生にお伺いしたいのです。

今度の法律を成立させた後になると思いきや
れども、児童福祉施設の職員配置だとか設備、運
営等を決める最低基準の見直しのことなんですけ
れども、これは、中央児童福祉審議会が御審議
いただくという答弁をもう既に小泉厚生大臣からも

されております。その際に、事細かに規制をする
のではなくて、施設運営の自主性を高めるために
規制の弾力化を図る視点というものが必要だと思
うのですけれども、この点についてどうお考えに
なっているかということをお尋ねしたいと思います
ことが一つでございます。

それから、高島さんと二宮先生にお伺いしたい
のです。

延長保育、乳児保育の充実を求める要望とい
うのは非常に高い。御意見は我々もよく聞いており
ます。しかし、実態として、民間よりも多くの公
費が投入されている公立の方がその取り組みが悪
い。保育所のあり方を考えるには利用者の立場を
考えるべきだと思えますけれども、高島さん、公
立のこのような取り組み状況の悪さということに
ついてどう受けとめておられるのか、その点をお
伺いをしたいと思います。

それから、二宮先生、先ほど大変詳しくお話を
伺わせていただきました。私も受けてお話を聞
けばいけない点もあつたと思いますが、措置制度
のもとで公費を単純にふやせば多様な保育需要に
対応できるやに聞こえましたのですけれども、今
の公立の取り組みの状況の悪さということどう
いう関係があるのか、その実態をどうとらえてお
られるのかということをお答えいただければあり
がたいと思います。

この三点でございます。

○町村委員長 それでは、江草さん、高島さん、
二宮さん、この順序で、手短かにひとつお願いいた
します。

○江草参考人 最低基準の見直しということにつ
いて、お答えしたいと思えます。

今日の最低基準は、必ずしも時代にふさわしい
最低基準ではないと思っております。したがって、
見直していただくことは、大変ふさわしい、必要
なことだと思いますけれども、それは、ただ数量
的なものではなくて、施設運営の実績を高める
ということにおいて弾力的運用のできるような形で
していただきたい。

具体的に申し上げますと、職権が事細かに規定
してありますけれども、それぞれの施設、それぞ
れの地方によって必要な職種、必要度の強い職種
というものがあつてあります。そうしたものを
施設運営の責任者が選ぶことができるような形
にしたいということによりまして、最低基準の改
善がより効果的なものになるのではないかと、そ
ういうふうに考えております。

○高島参考人 おっしゃられるように、公立の保
育園が少ないというのは事実であります。しかし、
逆に、なぜ社会福祉法人の方が多いのかというこ
とは、これは補助金事業でありますから、その補
助金の額そのものが実際に必要とする金額からい
えば非常に低い、しかし、先ほど私が申し上げま
したように、措置費の基本が低いので、それでも
民間の人たちは苦しい中で逆になつてくださつて
いるという二重の矛盾をはらんでいる点がある
と思えます。

○二宮参考人 自治体の取り組みが必ずしも十分
に行われていない、その背景につきましては質問
だつたと思えます。

これは、今のお答えにもかかわりますけれども、
いわゆる特別保育対策事業、これは加算の補助金
でやられているわけでありまして、例えば実際に
乳児保育、ゼロ歳保育の数をふやすとか、各自治
体では国の基準以上の保育の配置をやつて既に実
行しているところが多くなつておりますから、少
なくとも私の大阪ではそうでございますので、要
するに、自治体が自腹を切つていいますから、余
分の財源を持ち出さなければいけない。つまり、
補助金が実態に合っていないという問題点がま
ずあるというふうに思っています。

それから、いま一つは、乳児保育だとか延長保
育といふものは、多様なニーズといふことが
あります。これはもうほとんど基本的ニーズとい
うべきでありまして、したがって、措置制度の枠
の中に組み入れる形で実行すれば措置費が保障さ
れますから、そういうやり方をとるのが一番よろし
いので、そうされてみたらどうかというふうに私は

思います。
○町村委員長 いろいろ御意見もあらうかと思いますが、順次伺っていきたいと思います。

福島さん、どうぞ。

○福島委員 本日は、参考人の先生方、大変御苦勞さまでございます。

まず、一点目は高島参考人にお聞きしたいわけでございます。

今回、保育料は応能負担から応益負担という大きな転換をすることになるわけでございます。先ほどのアンケートで、保育料が高いという意見が一番多かったと思います。この応益負担への転換というのは、例えば、所得の補填率の違いから現在非常に不公平感がある、特に中高所得層の人たちには不公平感がある、で、応益負担にした方がいいのだという説明を厚生省の方はしていると思いますけれども、この点について、私はやはり、応能負担の方がいいのじゃないか、個人的にはそのように思っております。この点についてはどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、引き続きまして、藤本参考人にお聞きしたいわけでございます。

今回措置制度から選択制の導入ということで、場所によりましては子供のとり合いになるのではないか、保育園の経営が大変厳しくなることが出てくるのではないかと、そのようなことが指摘されております。委員会の審議では、そういうこともあるかもしれないが、その場合には保育園に頑張ってもらいたくないか、というような答弁が私は厚生省の見解ではないかというふうな思っているわけでございますが、この点について御見解をお聞きしたいと思います。

三点目は、若野参考人にお聞きしたいわけでございます。

先ほど、保育の中に医学的要素が加わってきつつあるのだという御指摘であったかと思っております。先ほどの最低基準の話とも関連してきますけれども、低年齢児の保育の場合に、現在の基準で医学

的な要素まで含めた質の高い保育というものが果たして可能なんだろうか、先生がおっしゃられるような保育を実現するためには、いわゆる最低基準というものを見直していかないか、あるいはないか、そのように私は感じるわけでございますが、この点についての御見解をお聞きしたいと思います。

○町村委員長 それでは、高島さん、藤本さん、若野さん、この順序でお願いします。

○高島参考人 保育料につきましては、先ほど申し上げましたように、連合の組合員の中にも所得税の比例での保育料金の決め方については非常に不満がありますということで、保育料の均一化の方向については私たちは基本的には賛成だという態度をとってまいりました。

しかし、それでは、そのときにコストを計算して現在の料金計算をすれば、例えばゼロ歳児なんかについては十五万円も二十万円にもなってしまう。これは負担できるのかということになると、それは負担できません。ですから、不公平感をどういふふうに解消するかということ、それから一体幾ら保育料が払えるのかという問題に行き当たるわけです。

例えば、養護老人ホームで一人一カ月生活されても、五万円とか六万円というふうな金額ですね。それに比べて保育園が、あの表を見ていただいても、国の精算基準が五万四千円だとかいうふうになっていきますから、実際に親たちが払える金額は幾らなのか、しかも、三十代よりちょっと前の親たちが払える金額は幾らなのかということと考えると、やはりかなりのお金が入らないと結局は高くなってしまふという問題があります。

審議会のときにも、私は、少数意見の方になつていられるわけでも、かなりの社会的な負担がされないといけないのではないのでしょうかというところで、この面で、先ほどから申し上げていまして、二分の一は結構ですけれども、二分の一の根拠が低過ぎます。だから、これをもつと親たちが安心して払えるような保育料ということに

考えていただかないと、結局は入れなくなつてしまいますので、この点での財政負担がどうしても必要ですということを主張してまいりました。

○藤本参考人 先生、今、いわゆる子供の取り扱いになるのじゃないかという御心配の御発言だったと思っておりますけれども、今でも希望保育所を書いて申請するという実態もありますから、そういう意味ではある程度の選択が行われているというふうな思っております。今後は、法文上もはつきりするわけですから、まさに選択の時代というふうな思っています。そういう点では、私どもは、いい意味での競争は排除すべきではないというふうな思っております。利用者にとっても保育所にとつても、両方にとっていいことじゃないかというふうな、いわば前向きに受けとめなければいけないというふうな思っております。

ただ同時に、情報提供の規定がございますけれども、誇大広告とか宣伝合戦みたいなことになつては困る、そういうことで悪質が良質を駆逐するといふようなことにはぜひならぬようにしていきたいと思っております。そういう意味での市町村の配慮も必要でございますし、保育所自身についても意識改革といえますが、そういう意識を持たなくちゃいけない、私も保育団体としてもそういうための意識啓発活動をやっていかなきゃいけないというふうな受けとめております。

○若野参考人 産休明け保育ということだけで考えますと、二カ月の赤ちゃんも二歳の赤ちゃんも四歳の赤ちゃんも、子育てという面においては変わりないと思っております。これは、家庭で、全く何も知らない初めてのお母さんが二カ月の赤ちゃんも育てるわけですから、これは経験であるとかあるいは研修とか、そういうところで常識を高めていけばできると思っております。

ただし、保育所での二カ月のお子さんと家庭のお子さんとは違います。保育園での二カ月のお子さんというのは、集団保育、集団の中での子供であるということ、それから、委託されている子供であるということ、責任があるというふうなこ

とから、そういった意味で、保育所の特徴としての保育をその辺のところで集約してやれば問題ないのではないかと、いふように思いますが、一番必要なのは、やはり二カ月の赤ちゃんを育てたことのないお母さんがやるということのないように、保育所の中でうまく勤務を交えるとか、あるいは地域での組織の中でそういう専門的なものを選ぶというふうなことであれば問題ないのではないかと、いふように思っています。

○町村委員長 ありがとうございます。

青山さん、次に石毛さん、このように願う。

○青山(二)委員 本日は、大変いろいろと参考になる意見をありがとうございます。

私、連合の高島さんにお伺いをしたいと思うのでございます。

今、働くお母さんたちが大変苦勞しながら子育てをしておられる、そういう姿が目当たりで浮かんできるところでございますけれども、これから少子化対策を考える上では、どうしても女性が仕事と子育てを両立できるような社会づくりが一番必要になってくるのではないかと、いふわけでございます。

ゼロ歳保育、延長保育、いろいろな保育のそういう体制の確立は当然でございますけれども、もう一つ考えていただきたいのは、企業の意識改革と申しましうか、意識の改革と申しましうか、そういうものが必要ではないかと思うわけでございます。企業の本音は、自分の会社の従業員の出席は余り歓迎しない、こんなところがあるというふうなことも聞いておりますので、現場で働いておられて、そういう企業の実態とか本音などをお聞かせいただければ幸いです。

と申しますのも、このまま少子化が進んでいきますのをほっておきますと、大体百年たちますと日本の人口が半分になる。そうなりますと、そのしつべ返しを受けるのは経済活動が鈍くなった企業自体であるわけでございますので、本当に今、企業もいろいろと子育て支援にかかわっていくときであらうかと思うわけでございます。

それから、育児休業制度、平成四年の四月に実施されました、今とっているのが一〇・四%、そのうち、先ほどお話がございましたけれども、男性は〇・二%しかとっていない、ですから、女性が九八・八%とっているということでございます。オーストラリアの、男性も育児休業をとっておられるという実態をごらんになってこれらと比べておられますが、具体的にどのような方法でそれが対策としてやられているのか、また、具体的に男性も育児休業をとれるような方策をお考えになつておられるのか、そのあたりがちょっと知りたいと思つたので、お聞かせいただきたいと思つています。

それから、週日発表されました国民生活白書によりますと、子育てが楽しいと答えたお母さんたちの実態でございますが、アメリカでは七一%、韓国が五三%。それに比べて日本が何と二二%、このお母さんたちが楽しい、ですから、それ以外が余り楽しくない。ですから、いかに日本の子育て環境が厳しいかということがわかるわけでございますので、こういう実態をごらんになってどのように分析されますでしょうか。お考えがございましたらお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○町村委員長 三点全部、高島さんですね。それでは、高島さん、ちょっとたくさん質問です。

○高島参考人 第一点の、企業はどういうふうにか考へているかという話でございます。

経団連が行いました女性の社会進出に関する調査というのですか、アンケートがあります。それで、企業の管理職が考える女性の活用を阻害する要因というテーマの答えで、女性は妊娠や出産、育児の可能性があるから使いにくいというふうに答えているのが七五%で一番高いんですね。だから、企業の管理職の人たちがこういうことは余りありがたくないというふうに考へていらつしやるというのには非常に強い。このことが逆に言えば、いろいろな調査で出てまいりますけれども、結婚

している人で子供を産んでいる人は必ずその実のお母さんがいる人たちである、そうでなければ単身で働いている女性がとても多い、結婚していても子供のいない人がとても多いというのが、特に民間の大きい会社に働く女性の実態だと思つています。

ですから、子供を産むことが働き続けることにとつてマイナスになつていて、そういうふうな認識が非常に強いということは事実なんじゃないのでしょうか。これを変えていかないと。子育て環境のことをお話しされましたが、先ごろ、東京商工会議所が、出生率を高めるためにという提案を、四月ごろでしょうか、なさつていました。私はあれを説いて、東商の方でさえ、どういう形であれ子供が生まれることはいいことだということまで書かれていますから、かなり思想転換をされたなというふうに感心いたしましたけれども、子供が生まれることをもつと社会全体が喜ぶような環境になつていかないと子育ては楽しいということにならないと思つています。それから、夫婦そろつて子供を育てることが楽しいというふうな社会にしていかないと、やはり子育てが女性の負担になつていくというところ、こういうところで問題を起している。

ですから、そのためには、労働時間をもつと短くして、少なくとも六時とか七時にはうちに帰れるような生活をする、そして土日は親子で生活時間を使えるようにするというふうなことが、子育て環境をよくしていくということについては私は最大の課題ではないかと思つています。

それから、育児休業の取得について、例えばスウェーデンでは、最初の六カ月はお母さんですけれども、その後の二カ月でしょうか、二カ月はお父さんがとる、法律でそういうふうになつていて、もしお父さんがとらなければ、その権利をお母さんに譲るという書類を出さなければならぬという仕組みをとつていふことによって、結果として男性も育児休業をとらなければいけないというふうな義務づけをしている。

それでも実際には女性の方が七割方とるわけですから多いわけですが、しかし、かなりのところで男性がとつていふふうなことからいへば、例えば、日本の社会も十カ月目から一カ月間は男性がとるというふうなことを法律で決めようか。それは義務ではなくて、そういうことも必要だというふうな議論というのでしょうか、だから、お父さんがもつと子育てを楽しめるような社会というのでしょうか、子供を育てることが楽しい、お父さんにとつても楽しいと言えるような状況をどういふふうにつくり上げていくかということがとても大事ではないかと思つています。

それから、育児休業の取得を高めるためにはどうしたらいいか。これは男性のことでしたけれども、やはり育児休業期間中の所得保障が二五%では私は低過ぎると思つています。それからもう一つは、育児休業をとつたり、あるいは妊娠、出産をするということによって、職場で昇進とか配置とか賃金について明らかに差別があります。ですから、これがなくなればできるだけ保育園に頼つてしまふ、そのことが保育園に非常に負担になつていくというところは事実ですから、これも先ほどと同じように、企業の方がもつと子育てを応援する体制というところをどうしていくかとても重要であると思つています。

○町村委員長 ありがとうございます。

次に、石毛さん。

○石毛委員 民主党の石毛でございます。きょうはありがとうございます。

私は、江草先生と相沢さんに質問をさせていただきます。今、申し上げるまでもなく、子供が置かれていく状況は大変過酷なものがあると思つています。いじめの問題もそうですし、それから、進路をどう決めていいかわからないというような問題もあり、それが結果的に不登校の問題になつて出てきたり、あるいは高校進学しても途中で行かなくなる

というような問題で出てきているというふうにあります。今回、五十年ぶりの児童福祉法の改正であつたわけですが、そうした子供自身が置かれていく状況に対して、それを子供自身がどう受けとめたいか、あるいはどこに相談したいかというふうな、そうした手だてが今回の児童福祉法の改正の中では余り明確に出てこなかったのではないかと感じしております。

改正された法律では、児童家庭支援センターのところには、各般の問題につき、児童、母子家庭等々からの相談に応じ、ここに児童からの相談ということが一言明確にされておりますけれども、子供自身がどういふことをどこに相談できるとか、訴えることができるかという点では、余り具体化されていなくて、そういう点では、子どもの権利条約に規定されている意見表明権を必ずしも受けとめているというふうには言いかねるところがあるというふうに私は思つておりますけれども、その辺についての御所見をお伺いさせていただきます。

それと重なりまして、巷間伝えられるところによりますと、第四十四条、現法では教護院でございますけれども、教護院のこれからのあり方について、最初のころの説明では、不登校の子供さんたちを入所または通所の対象にするというふうな説明が流布されて、大変大きな心配を社会的に呼んだと思つています。そこで、その表現は「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を」というふうに変つてきたわけでございますけれども、この第四十四条の、教護院から児童自立支援施設への変化につきまして、先生はどのようにお受けとめになられていらつしやるでしょうかということをお尋ねさせていただきます。

以上の二点でございます。

それから、相沢さんにお尋ねしたいのです。私は、この第四十四条の教護院の問題とかかわつて、親に第一義的に教育権があるということをはっきりと認識するようにという御主張だと受け

とめなければいけません、そのことにしまして、文部省とアザワイズジャンの間では今までどういうお話し合いがされたことがあるのかどうかというのを一点お尋ねしたいということです。

それから、もう一点は、北京ルールについて御説明くださいましたけれども、私の方でよく理解させていただけなかったところがありますので、もう一度そのことを簡便に御説明いただければと思います。要するに、拘束を最小限にするという御説明をいただきましたけれども、そこをもちょうと御説明いただければと思います。

以上でございます。

○町村委員長 それでは、江草さん、次に相沢さんということでお願いいたします。

○江草参事人 それでは、二つの前の方から先にお答えさせていただきます。

子供自身が悩みを相談するというような、つまり意見表明権ということについて、新しいといえますか、改正案にはどうなっているのかというお尋ねだつたらうと思うのであります。

確かに、個人としての子供が積極的に相談するという機会を文章の中で探すことはなかなか難しいと思いますけれども、従来は、例えば教護院、養護施設その他児童が利用します施設で、措置という形で、一方的にとまでは申しませんけれどもある程度一方的に利用するというようになっておりました。

ところが、今回からは、支援センターあるいは地域の、つまり都道府県の児童福祉審議会や専門家がそこに部会のようなものをつくっておりますので、その方々が、子供さんの意見表明権を尊重した形で、意見を取り入れて、そして選択するという形をとるようになっております。したがって、私は、意見表明権というものが普遍化されたとはまだ評価できませんけれども、いずれ普遍化する方向へ進み始めたというふうに思っております。

それから次の、従来の教護院、今度は改めまして児童自立支援施設でございますが、これと不登校のお子さんとの問題でございましょうか、それについてちょっとお答えしたいと思います。

実は、教護院への不登校児の受け入れ、自立支援施設への不登校の子供の受け入れということについて、私たちはそれが理由で入所させるべきであるというふうな議論はいたしておりません。巷間伝えられたところがあったかも知れませんが、審議会の議事録をこちらにいただいても、それはやっておりません。

むしろ、不登校とは一体どういう意味があるのかということ、一つの現象としてとらえるのではなくて、その背景は非常に複雑ではなからうかというふうなことから、教育あるいは福祉の中でこの子たちが苦しんでおられる実態というものをよく見きわめようではないか。そして、必要があれば受け皿として児童自立支援施設を利用することもあり得る。ただし、その場合にも、現在の状況では適当ではない。つまり、学習指導体制の充実とか専門的機能の強化とか、そうした役割やあり方全般について見直しを行いながら、児童の希望するような生活指導を提供していく新しい施設づくりを考えなければいけない。こういうふうな形で教護院改め児童自立支援施設のあり方について意見をまとめたところでございます。

よろしゅうございましょうか。

○相沢参事人 お答えさせていただきます。

先ほどの親の教育権云々ということにつきましては、文部省の中学校課長でいらしたかと思いますが、加茂川さんとお話しした際に、親があえて学校に行かせなくてもこの条文に当てはまるものではないという御回答をいただいております。

それから、先ほどの北京ルールにつきましては、特に施設収容は可能な限り少ない手法であるべきだ、そこら辺のことをお話しさせていただいたつもりでございます。

それは、施設収容の方が成功しているという点を見出すことが非常に困難であつて、しかも、特に少年の場合は否定的な効果が、自由を奪うこと

によつて常に社会環境から隔離され、そして、そこから生じる人間関係初期に至る段階において子供たちに悪影響を及ぼすということが非常に指摘されていることから、先ほど申し上げたように、八五年に国連で採択されました、このことはぜひ福祉、教育にまで当てはめなければならぬというところになっております。

それでよろしいでしょうか。

○町村委員長 瀬古さん。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。私は、二宮さんと片山さんにお聞きしたいと思

います。

先ほどお話をいただきましたが、親の基本的なニーズ、例えば乳児や延長保育の問題などは、措置制度を廃止するのじゃなくて拡充する方向でやればやれるのだというお話でございました。この拡充という方向について、先生の方で、具体的にどのような拡充の仕方があるのか、その辺、弾力的な運用の仕方があるのか、その辺、考えてみえる点がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

それから、厚生省は、これからは親が選ぶことができるので保育所の側が選ばれる、ですから民間活力も導入して競争すればサービスがよくなる、このように答えていきますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

それから、三つ目は、こういう過程の中で公立は身を引いてもらうという話も出まして、公立の結果たす役制、この点についてはいかがでしょうか。

この三点についてお聞きしたいと思ひます。

片山さんについてなんですけれども、学童保育が大変ひどい状況の中で、子供たちも父母の皆さんも指導員の皆さんも頑張っているというところをお聞きして、大変胸が詰まりました。せっかく制度化されても劣悪なものが多様にあつては困る、本当にそのとおりだと思います。国はもっと責任を持つべきだと思ひます。国はもっと責任

を思ふのです。それで、今まで市町村にもいろいろな働きかけをしてきたと思ひます。先ほどよくやく少しの援助が出たというお話がありました。今回の改定によつて、この市町村の役割という点は、これは市町村はもうこれでいいよやらにやあかなというふうに思っているのか、こんな程度かというように受けておられるのか、その辺、具体的に活動されていて、どのように市町村の受けとめがあるのか、その役割についてはどういうふうに考えてみえるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○町村委員長 それでは、二宮さん、片山さんの順でお願いします。

○二宮参事人 お答えいたします。

延長保育と乳児保育を措置制度の拡充によつて対応することができたのではないかと、こういうことを私も申し上げましたし、今、瀬古議員も御指摘だつたわけでありまして、乳児保育につきましましては、既に措置制度の枠の中にありますから、先ほど出ました乳児保育の最低基準を底上げしながら、その定員が増大するような方向で各自自治体でやれる条件をつくらばいい。それが、要するに現在の最低基準が低いということ、措置が費用の点で必ずしも実態に見合っていない。ですから、乳児保育は、非常に高い需要があるのでありますけれども、実際には、待機児童に見られますように放置されているということがあります。だから、乳児につきましましては、要するに措置費の拡充と最低基準の底上げ、この二本で対応できると思ひます。

それから、延長保育につきましましては、これは考え方として、つまり、保育に欠ける形態が、子供によつて延長保育を必要とするほど高い子供がいるということですね。したがって、その保育に欠ける状態に即して措置制度を適用すればいいわけですから、今もう非常に古くなつておりますが、旧態依然とした八時間保育を基本にする、この原則を改革して、八時間保育の子供もいるかもしれ

ないと思ひます。先ほどよくやく少しの援助が出たというお話がありました。今回の改定によつて、この市町村の役割という点は、これは市町村はもうこれでいいよやらにやあかなというふうに思っているのか、こんな程度かというように受けておられるのか、その辺、具体的に活動されていて、どのように市町村の受けとめがあるのか、その役割についてはどういうふうに考えてみえるのか、お聞かせいただきたいと思います。

ないけれども、十時間保育だとか十二時間保育だとか、そういう一種の保育の型を措置制度の中に組み入れることによって十分これは対応可能だというふうに思います。

それから第二番目の、選ぶことによつて各保育園が競争するのではないか、こういう話があります。実際そういうことが話としてありはしますけれども、これはハッシュマンという人が、保育に限りませんが、教育だとか環境などのサービスについて言ったことなんでありまうけれども、住民がさまざまなサービスを選択するという場合に二つの形態が普通あるというふうに言われるわけですね。一つは、イグジット、英語で言うところの出口の権利、出口の選択であります。もう一つは、ボイスの選択あるいは権利です。

イグジットの権利といふのは、この保育所はどうも気に入らないからほかのところへかわる、つまり、アパートのAアパートがいいかBアパートがいいか、それを比較考慮して好ましいところを選ぶという、そういう選択です。だから、嫌だったら出口に向かって逃げ出していいよという選択の自由は市場メカニズムの中では確かにありますし、それをプレッシャーにして、先ほど百貨店の例を申し上げましたけれども、各企業だとか各営業の競争を図るという方法、これは例えば物の売買などでは考えられる形態だと思ふのです。

ところが、保育だとか教育というニーズは、そういう選択の自由が今必要なのかというところ、先ほど申し上げましたように、共働き家庭が一般化したのであれば、まさにどの地域であつても必要最低限のものは必ず充足されていなければいけないということですね。見捨てられるような保育所があつてはいけないということですね。

ですから、要するに、ここではボイスの権利あるいは選択が最も重要になる。つまり、住民自身が自分たちのニーズを発言するというところでですね。あるいは、行政に参加して自分たちの声を届けるということですね。この選択によつて、保育

所の内容が住民のニーズにふさわしい形で切りかえられていくとか向上していく。そのボイスの選択がすべての保育所に門戸開放されていけば、別に、この保育所が嫌だからあの保育所にかわるといったイグジットの権利を行使する必要はないので、ボイスの権利を行使すればいい。

だから、選択の自由という場合に、教育だとか保育だとか医療だとか社会サービスは、あくまでも基本はボイスの権利を保障する、そういうところに真の選択の自由があるということをおし申し上げたいと思うのです。ですから、それをむしろ活用すべきである。これが第二点目に対するお答えです。

それから第三点目、公立保育園の果たす役割。これは、御存じのとおり、措置制度のもとでは、当初からあくまでも市町村が基本で、公立保育園を基本にしながらか保育の責任をとる、あるいは保育に欠ける子供に対しては保育の措置をとる、これが出発点。ですから、措置制度のもとでは公立保育園があくまでも基本であつて、民間の保育園は、要するに、過去、日本の歴史上、公立保育園というものが不足しておりましたから、したがつて、公立保育園のやらなければならぬ課題をきちっとした委託契約に基づいて、措置委託でかわりにやつていただく、それによつて公立保育園の責任の代替となる、これが措置制度の基本だと思ふのです。

今回の措置制度の廃止は、実はそこが崩れつつある。つまり、条文の中では「保育所において保育しなければならぬ」という言葉にかえられておきまして、これは公立保育園を基本にするということを外す意図でつくられた文章ではないかと私は思つております。つまり、なぜ措置という言葉を使わなかつたかといつたら、公立保育園を禁止する意図がある。したがつて、先ほど言いましたように、それを突き詰めていけばまさに保育の商品化だとか市場化になつていくわけで、決して好ましい保育の状態が期待されない。だから、もし措置制度がなくなつたとしても、

委員会では、公立保育園の役割というの何と云つたて保育の公的責任のかねめなのであつて、それがあつて初めて民間の保育園などの水準も底上げされていく、こういう関係でぜひ御討議をいただきたいというふうに思います。そういうことです。

○片山参考人 私たちは、長年あきらめないで市役所に対して働きかけてきたのです。初めのころは余りいい顔をしてくれなかつた。だけれども、学童保育の箇所数の広がりとともに、担当官も非常に理解を示してくれました。それで、最近になつてくると、本心に皆さん方の困難な実態はよくわかる、だけれども国に上位法がないからというので、本心に何年も何年も市役所にお願ひして、もうずつとそれで行われてきたのです。

それで、何年か前に法制化の動きがあつたときも、担当課の人は非常に期待したのです。法制化がなればというふうな期待をしたのですが、あのときは流れが止まつて、本心はもっと早く家賃補助もつく予定だったので、うちの学童保育でいえば、私が指導員になつて十九年目にして初めて家賃補助がついた。大宮市つて一体どういうところなんだろう、怪物じゃないかなと、本心に他の市町村と比べても思ふところがあつたのです。だから、担当課の方たちも、今回の法制化に対しては緊張と期待、期待はどうかわからないけれども、緊張しながら見ていたのじゃないかと思ふのです。だけれども、県内のいろいろな情報を聞いていますと、おっしゃられたように、よし、これでやるぞというのじゃなくて、ああ何だ、こんなものかという受けとめの方が強いんじゃないかなと思ふのです。

今までの放課後児童対策事業だつて実施主体は市町村というふうにあつたのに、何で今回の法改正で実施主体は市町村という言葉が消えたのか、私はちよつとよくわからないのですが。

○町村委員長 中川さん。
○中川智恵子委員 社会民主党・市民連合の中川でございます。

きょうはありがとうございます。

片山さんと相沢さんに伺いたいのです。

「大宮市の学童保育の実施場所」というのを見ますと、借家が一番多くて十五カ所で、空き教室というのが二カ所なんです。割と空き教室の利用が広がつてきているというふうな考えでいたのですけれども、二カ所というのは事情があるのかなということと、社務所というのがどういう雰囲気のところなのか、ちよつと伺いたいと思つています。

そして、先ほど五人やめた。一万余千円の費用負担がどれだけ重いのか、本心に胸が詰まる思いですけれども、そのやめた子供たちというのは、やはり一人で家という状況にあるのかどうか。やめていった子供たちのその後というのはどうなのかということ、先ほどの実施場所と関連して答えていただければいいのですが、やはり安心して子供たちが過ごせる環境状況というのは片山さん自身はどのような場所が一番ふさわしいと思われるか、そこをお聞かせください。

そして、相沢さんに、私は、不登校というのは今の学校教育の中で選べない、学校へ行くことが正しくて、行かない子はという、世間もそうですが、法律の中にもそういうものがあつて、今度何か非常に不安だということ、よくわかります。家庭内暴力とか非行をなすおそれのある子というのは、やはり学校に行けないことで自分自身もいら立つ、親は毎日のように学校に行けと言ふ、そんな中で、もう言葉を尽くしてもわかつてくれなければ暴れるというのは、私だつてそうかもしれない。それが一つの非行というふうにとられるかもしれないというおそれですね。

もう一つ、昼夜逆転するような生活環境。昼間、その子たちは外に出られない、学校にみんな行つてゐるのに外で遊べない、そういうときに昼夜逆転するのは当たり前だと思ふのです。

そのようなことを含めて、不登校の子供の思い、つらさを少し聞かせていただきたいと思います。
○町村委員長 それでは、片山さん、相沢さんの

順をお願いします。

○片山参事 社務所のことなんですが、私もあれはどういうものかわからないのですが、薬師堂とか言ってるの中に、仏様でもないのだけれども、何かいろいろなものがあるのです。今度ぜひ来てみてください。そんなに生活の場にあさわしいようなところでないことは確かです。空き教室というのは、教育委員会の壁が厚くて高くて、なかなか貸してもらえない状況になっていました。五人の子供たちがやめていったのですが、夏休みとかそういうときは長野のおばあちゃんに頼むとか、そういうふうな工夫もしたりとか、だけれども、今その子供たちが安心して生活できるように状況にはなっていないことは確かなんです。だから、四年生と一年生の兄弟がやめたのだけれども、その子供たちはその下の一つ小さい妹なんかも連れて自転車で行き回っているというのか、そういうふうなことで、本当に何かあったらどうするのだろうというふうな状況なんです。やはり保育料が高いというのは、私がかかりに払ってやるよというわけにいかないわけで、指導員もそうだし、学童保育の親の役員たちも本当に悔しい思いをしました。

そこで、子供たちが安定して生活するためにということなんですが、できれば独立の専用施設であることにしたことはないのですが、今の住宅事情とか土地事情からいまして、そういうことはまずなかなか難しいかなと。だけれども、公的な施設を使うにしても、例えば台所があつてやつと準備ができるとか、ぐあいの悪いときにはちよつと横になるような量の部屋があるとか、家庭にかかわるような施設になっていないと——例えば大宮の中で今空き教室を使っているのだから、それはただ入れ物を貸してもらっているだけであつて、中がきちんと生活できるような状況にはなっていないのです。ガスは使えないとか、トイレは遠いところに行かないといけないとか、だから、我々が生活するようないかぬを想像していただければいいのですが、そういうふうに改造され

ない生活の場にあさわしいというふうにはならないのじゃないかと考えています。

○相沢参事 お答えさせていただきます。

より具体的におわかりになるようにと思つて、じめの例をとらせていただきますけれども、例えば、いじめられたりして一日や二日休んでも周りは割に機嫌がいいのですが、それが一年、二年、三年とたつていきましたと、だんだんに、教員もそうだし、友人も迎えて来たりするとか、元気にしてれば電話をかけてきたりするとか、元気にそれから、外へ出歩けば、あの子はドロップアウトだとか思ひだすとか、さまざまなレッテルが張られていくわけですね。単に学校に行かなくても、レッテルが張られるわけですが、それに加えて、もっと、何もしていないのだとか思ひだしているのだとか、非行少年だとか、そういうレッテルが張られやすくなつていくと思うのです。

それで、それを避けるために、親ももちろん何とかさせたいと思う方が多いでしょうから、学校行かなくてもいいわよと言いがらお弁当を毎朝用意しておくとか、お手紙をちゃんと用意しておくとか、テキストを前に置いておくとか、さまざまなブレッシャーが、目に見えないブレッシャーというか目に見えるブレッシャーというのか、そういうものがあるわけですね。そうしますと、それを幾ら話しても親にわかつてもらえない子供は、家庭内暴力に走ったり、あるいは、家庭内暴力に走らないために昼夜逆転をしたりして、自分をコントロールして何とか生きようとしているように見えるのです。ですから、要するに、今回の教護院送りもつとさらにレッテル張りになつてしまふ。学校に行かないというレッテル、それプラス教護院送りというレッテル張りになつてしまつて、子供の生きる道がない。

もう一つ言わせていただくと、民主主義の国、先進諸国の中でホームベースドエデュケーションの権利のないというか、要するに教育が権利であるという、はっきりとした親の権利として主張している国ではないのは日本ぐらいではないかと

思われるのです。

と申しますのは、先ほども申し上げましたが、学校以外の教育をばうとするときに届け出が必要なわけではなくて、学校を選びたいときに届け出をするのです。ですから、それ以外の方は別に何の届け出もなく、チェックもなく、イギリスの場合は本天の国のような種々な状況だったのです。そういう、お子さんたちが本天に伸びやかに行けるような可能性を信じて学べる事態というのはとてもすばらしくて、これからの子供に未来を信じさせる意味でもぜひ必要なんじゃないか。

学校に行っていないだけでもって未来が全部閉ざされてしまつて、あしたを信じられなくて、しかも今回は教護院ですから、大変な問題ですからね。あるいは、本天に壁にでもどこにでもしがみついて生きていかなきゃならない。まして親がそれに同意してしまつたならば、もうどうしようもなく自分の意見を聞いてもらえない状況だと思ひます。これは大変な恐ろしいことになると思ひます。先ほどイギリスの状態も申し上げましたが、同じようなことが現実にごさいます、自殺した人々もいますし、親子で国外逃亡した人もいます。我々の周りにも、そういうことを真剣に考えた人も実はいるのです。

ですから、ぜひこの法案、不登校とか二次症状に苦しんでいる子供、あるいは、親が積極的にそれを支援して子供の教育を保障しようとしている者たちに当てはめられないように、再度お願い申し上げます。

○町村委員長 奥山さん。

○奥山委員 自民党の奥山でございます。

藤本参事にお尋ねをしたいと思います。

一つは、民間の保育所と公立の保育所の保育単価というものを単純比較しますと、これはいろいろと方があると思うのですが、民間が一とすると公立は一・七かかる、こういうふうな数字が出たり、地方自治経営学会でも同じような数字が出ておるわけがあります。しかしながら、一方に

おいて、例えば延長保育とかこういう保育をやると、公立の方が取り組みがいつも遅いのです。いつもおくれておまして、夜間保育なんかもうほとんど公立はやりませんし、民間はほとんど先取的にやっております。

こういうことから考えると、やはり効率のよい保育というものがあつていかなければならない。しかしながら、延長保育ということが先ほどから大きなニーズとなつて出てきておるわけでありまして、この延長保育に対して公的な補助をやめよう、こういうふうなことが言われておるわけでありまして、これは、一方において、民間の保育所の比較的自由な発想をもつと生かすためには余り役所が決めた枠にとらわれないようにしよう、こういうふうなことが言われておるわけでありまして、私は、民間が自由な発想、これは大いに結構だと思ひますが、それによつて公的な補助制度をやめなければならぬような、そんな窮乏なものであろうかというふうな疑問を抱いておるわけでありまして、この辺についてはどうかと思ひます。

それからもう一つ、江草先生にお尋ねします。子育て支援センターといふものがこれからは非常に大きな役割を果たしていかれると思ひます。これはほとんどつくつていかなければならないと思ひますが、一方において、文部省の育児教育センターですが、幼児教育センターですか、これと事実上は同じようなものになつてくるわけですね。だから、これらと一体となつてこれからの施策を考えていかなければいかぬ。しかしながら、障害児を持つ母親とか、その親の親がいろいろとところに相談する、そういう機能が今余り社会的になつていない。だから、そういうものを含めてこういった子育て支援センターというものを充実させる必要があるかと思ひますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○町村委員長 藤本さん、江草さんの順でお願いします。

○藤本参事 延長保育をやめるといふお話があるということでごさいますけれども、私も直

接そういうお話は聞いておりません。

ただ、中央児童福祉審議会の中報告の中では、若干それに関連すると思われるところを拝見しますと、こういうふうになっております。「公費負担の在り方」というところで、公費負担は従来どおり投入するとして、投入の方法について幾つかの考え方があり得るとした上で、一つは、大部分の利用者が利用する通常の開所時間内の保育サービス部分とこれ以外の保育時間の延長や一時保育などの部分に分け、利用者の共通の利用形態である前者の部分に公費を重点的に投入する方法、こういう公費の投入方法があるじゃないかということが言われておりますが、これは、あるいはそれをさらに進めれば、延長保育と一時保育などの公費負担を、その分は通常の保育の方に公費を投入して、いわば公費負担と保育料は裏腹ですから、通常の保育の部分の保育料を安くするようにすべきである、こういう考え方でなからうかと思ひます。

いずれにしても、今、延長保育については非常に手厚い公的な補助制度がありますから、それはそれとして、私どもとしては、その他の部分の手当てがなしに一気に補助制度がなくなるということとは混乱を生ずるのじゃないかと思ひます。中央児童福祉審議会でも御指摘されておりますように、保育料の問題とかいろいろな問題を総合的に勘案しながら段階的にやっていただきたいというふうに私どもは希望しております。

○江草参考人 お答えいたします。
まず、子育て支援ということでございますが、これは、保育所あるいは乳児院、こうしたものが保健所あるいは児童相談所あたりとタイアップしながら今日も支援をやっておりますのでございます。

先生の御指摘の障害児保育について申し上げますと、御承知のとおり、障害者関係の三審議会がたゞいま合同企画分科会を設けまして種々検討しておるところでございますけれども、その中の一つに通所施設、通園施設でございますが、知的障害

の方、肢体不自由の方、言葉のおくれの方、こういう方々の通園施設がございます。これが、今まではそれぞれ別に専門性を主張していたわけでございますけれども、今後は、専門性を持つと同時に、障害児全般について相談し、場合によっては援助しよう、こういう形をとることになっております。

したがって、今までの縦割りを横に連ねますと、かなりの成果が上がるのではなからうかというふうにも思っておりますのでございます。

○町村委員長 大分時間も経過してまいりました。あと一、二の方にしたいと思います。

それでは、榎屋さん。
○榎屋委員 時間もありませんので、端的にお尋ねをいたします。

巷野参考人にお尋ねをしたいと思ひます。

資料を見ておりましたら、ベビーシッター協会の会長をなさっております。今回の児童福祉法の改正、多様な保育に対応していくということで議論が始まったというように理解をしておりますが、で上がったこの法律に對して、ベビーシッター協会の立場から何か御意見がありましたら、ぜひお伺いしたいと思ひます。

それからもう一点、相沢さんに端的にお伺いしたいのです。

私は、学校へ行っていない子供たちの問題は、正直申し上げて、児童福祉法と教育、児童福祉と教育の間でいろいろな問題がある、また、悲しい出来事もあった。しかし、今回の自立支援施設、もちろん不登校という理由で入るものではないけれども、私は、不登校という理由で児童福祉の世界が一切かわつてはいけないう言ふことはまた若干言い過ぎではないかと。したがって、

今までの児童相談所との信頼関係、壊れた部分もあると思ひますが、現在の児童福祉、児童相談所に一言で何か御希望されたいと思ひます。最後にお聞きしたいと思ひます。

○町村委員長 それでは、巷野さん、相沢さんの順でお願いいたします。

○巷野参考人 子育ての多様化ということが言われてから久しいわけでございます。従来は、保育所は朝から夕方までというのがほとんどでございましたけれども、最近では、一時保育であるとか夜間保育、あるいはきょうも随分と出ました延長保育というふうなことで、保育の形が随分と変わつてきております。また、夜間働くお母さんもおりますし、昼間は働かないで夜間とか、いろいろな生活も変わつてきて保育の形態も変わつてきている。そういう中で、やはり子供さんの子育てというものに欠ける人がいるのは、御承知のとおりでございます。

例えば、保育園が夕方六時までということ、お母さんが帰ってくるのが八時というふうなことになるかと、その二時間をどうするか、今そういうことが随分とあつてきています。

そういう中で、ベビーシッターは、在宅保育ということで、社団法人となつて、現在、全国百二十七カ所、百二十七社ということで北海道から沖縄まで展開しております。そういう在宅保育、在宅育児といふような、保育のすき間と言つたと表現は悪いですが、そういう間を補うというところでベビーシッターが活躍しております。また、それにつきましては、厚生省の方でも大分援助してくださいます、新しい方向へと展開しているわけでございます。

いずれにしても、ベビーシッターは、保育所という大きな委託保育、それと在宅保育、その間を補充しているというのが現状でございます。

○相沢参考人 お答えさせていただきます。
私の知る限りでは、不登校ということ施設に行きたいと本人から希望する者は一人もおりません。ですから、できれば子供が自由に伸びやかに家庭でいられるような、そういうサポートをすること、おせっかいということではなくて、本当にその子がその子でいられることを受け入れてあげよう、そういうことがまず第一に必要だと思ひます。

○町村委員長 あと、山本さん、それから五島さんで終わりにしましょうか。土肥さんがありませんか。それでは、あとお三方。

○山本(孝)委員 江草先生にお伺いしたいのですが、児童虐待の問題でございます。

今回の法律改正では不十分ではないかという声も出ておりますけれども、先生のお受けとめ方、今後、児童虐待というケースをもっと減らしていくためにどういう施策が必要であるというふうにお考えか、お尋ねしたいと思ひます。

○江草参考人 お答え申し上げます。

児童の虐待の増加が見られるように、子供や家庭の周辺は大変複雑なものになっておりますが、これは一体なぜそんなのだらうかということをもまず考えなければ対応できないと思ひます。

私は、先ほど巷野先生と、少し私の方が経験が浅いのですが、小児科医でございます。臨床家として考えておりますと、そんな虐待という言葉が小児科の医者の世界で出始めたのは十数年来なんです。最近、御承知のように、虐待症候群という病名さえある。気がついてみると、レントゲンを取ってみると骨折がいつぱいある、こういうお子さんがあつたわけで、しかも、それを親がやっておる場合もあるわけですね。こういうふうなことを考えますと、私は、何か社会全体のひずみの結果ではないか、子供はまさに犠牲者だということな感じがしてならないわけであります。

したがって、何か制度をつくるか仕組みをつくるかということでは決して解決はつかないのじゃないか。今、あれこれ承知しておりますところでは六つ余りの構造改革が行われるようでございますけれども、私は、ともかく国自身が、基本的な命をどうするか、あるいは生活をどうとらえるのかということとを相当程度考えなければ、二十一世紀の我が国が新しい児童家庭福祉を創造すると言つても言葉だけに過ぎないのじゃないか、こう思つております。これは、中児審の委員長としてでなく、私見として申し上げます。小児科医と

しての経験からでございます。
以上であります。

○町村委員長 五島さん。

○五島委員 民主党の五島でございます。

江草先生にお伺いしたいと思います。

今先生がお話しなされたことをちよつとお聞きしたいと思つたわけでございますが、それに関連いたしまして、今回の法案においても、教護院を自立支援という形で変えていくということになつてまいりました。先生は中児審の委員長をしておられるわけですが、このようになつてきますと、例えば、児相等の立場における専門的なアドバイスというのは、当然、福祉行政、厚生行政として必要なわけでございますが、教護院のようなものの運営、あるいはそこが担うべき役割というのが、果たして厚生行政として、あるいは福祉行政としてやっていくことが適当なのか。

今日の時代の中において、今先生御指摘になりましたように、親から子供を救わなければいけないというふうな問題を含めたそういう部分については、当然、厚生行政として必要なわけでございますが、子供そのものの自立支援ということについては、むしろこれは文部行政の問題ではないか、そのようにも思つておられますが、中児審の委員長をやっておられる先生のお立場から、その辺のようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○江草参考人 お答えさせていただきます。
大変冷たいような言い方ですけれども、子供の問題は、第一義的には家庭の問題である、そして地域の問題である、そしてそれは国の問題であるというふうに、拡散して話をした方がいいのじゃないか、そういうふうに思います。したがって、学童期あるいは生徒である場合に、学校が、これは問題のお子だから学校からは離れて福祉施設の方へというふうな考え方は、とるべきではないのじゃないか。

そこで、逆な発想でございますけれども、教護院におきまして、今度新しく教護院は名前が変わりますけれども、教護院におきましては、従来は教育が、半端というところと言ひ過ぎですけれども、いわば学校から委託を受けてやっておるというふうな状況であつた。ところが、これを、学校教育を中に取り入れて、もつともっと深めていく、つまり、教育と福祉の一体化、統合化というふうな形をこれからとらうとしておる。このころが、五島委員よく御承知のように、お子さんによりましてはかなり精神的な不安定というものがあるわけでありまして、精神保健の対象としても十分考えなければいけない。そういう意味で、児童相談所が独自にこれを解決しようとするのではなくて、地域の、都道府県の児童福祉審議会の中に専門家集団を用意いたしまして、すべての子供さんがそこで協議をしようというわけではございませんが、必要に応じて、専門家である医師、教育者、心理学者あるいはソーシャルワーカーという方々の協議を受けた中で最も適切な処遇を考えていく、こういうふうにするべきではないのだからかというふうに思つております。それを今回の改正には盛り込んである、こういうふうには理解しております。

○町村委員長 それでは、最後でよろしいでしょうか。土肥さん。

○土肥委員 無所属の土肥隆一でございます。
きょうは、児童養護ないしは教護院関係の方がいらつしやなくて、いきなりホームスクールの方が出てこられますと、ちよつとその辺の関係が埋まらなくなつてくるわけですが、アメリカでもイギリスでもホームスクールというのが日常制度化されていて、しかし、パーセンテージは非常に低いというふうにも聞いております。

ホームスクール、家で教育できる家庭はいいのですね。ホームスクールもいいたうと思つております。私は、今後、日本の社会で検討しなければいけないと思うのですが、しかし、家にもおれない、学校にもおれない、この社会にどこにも身の置き

場がない子供というのはたくさんいるわけです。しかも、単なる環境や貧困や家庭環境だけでなく、精神的な問題も考えなければならぬというふうなことになると思います。今の社会に受けとめるところがないわけですね。

したがって、どうも教護院とか児童養護施設というところから非常にマイナスイメージがありまして、しかし、実際、児童養護には今、統計で二万五千人から三万人ぐらゐるお子さんがいらつしやるわけですね。教護院がなぜこんなに少ないか。千数百でございますけれども、それはまた委員会でお聞きいただかなければならないと思つていますが、要するに、子供をトータルに支えるシステムが日本にできていない。学校ではつまはじきにされる、家ではもうどうにもならない、親との関係もうまくいかない、どこも行くところがないという、置き場のない、おり場のない子供たちがたくさんいる。これからどうやっていく。

そういうことでありまして、一つお聞きしたいのは、ホームスクールというふうなシステムは、日本の家庭でどれくらい定着する可能性があるのかということ、まず相沢さんに、感想で結構です。
それからもう一つは、お医者さんの立場で江草先生にお聞きしたいのです。
やはり教護院あるいは児童養護施設を根本的に考えまして、学校教育と一体になって、本当に行き場のない子供がおられる場所を、それはあるときには施設でありましようし、家庭と施設との通園というふうな形での連絡もありましようし、施設と学校との関係もありましようし、その辺は児童福祉審議会でもう少し突っ込んだ議論というのはなかつたのでしょうか。その辺も含めてお答えいただきたいと思います。

○町村委員長 それでは、相沢さん、江草さんという順序でお願いします。
○相沢参考人 お答えさせていただきます。
先ほど申し上げたように、アメリカは全州で法的に可能で、イギリスもそうです。それから、カナダもオーストラリアもニュージーランドもそうです。
人数につきましては、ロサンゼルスでは、おとしの話ですが、年間七五%でホームスクーリングがふえているというお話です。全米では百万人とも二百万人とも言われておりまして、実はかなりの増加傾向にございます。そのために、先ほど申し上げましたように、全米の四百七十もの大学が、その子供たちをテスト以外の方式で、いろいろな方式を使って受け入れているのが現状でございます。
それから、家庭だけで教育をするわけでは実はございませんで、ホームスクーリング、ホームエデュケーションというのは、もちろん、スクール・アット・ホームといひまして家庭でカリキュラムをとつてなさる方もありますが、そういう方々は割に少なくないといひまして、世界じゅうのありとあらゆる機会を使って学んでいらつしやいますので、夏休みですとか冬休みですとかといったときではなくて、普通の開校とした時期に海外に連れていったりとか、いろいろな体験をさせて学ばせているのが現状でございます。
可能性につきましては、日本での可能性というのは、先ほど何回も申し上げておりますが、世界各国、子供の教育の権利は認めております。就学の義務は親が登録した場合に発生することになつております。日本は、残念ながら、おきやあと生まれたときから就学の義務が課されているような気がいたします。その点で、非常に子供たちが苦しんでいる。子供に教育の権利と云つておきながら、親には就学の義務を課されているために、家庭内でも、おれは権利があるのだと幾ら子供が言つても、親は心配で一生懸命押さへようとするという状態が小さな中にどうして起きてしまつて、そしてそのことが、先ほど申し上げたように、家庭内暴力ですとか昼夜逆転とかいったことになつていつてしまふ。
ですから、このことがもうちよつと熟考されまして、本当の意味での子供の教育について考えら

れば日本でもかなり定着していけると思いますし、それから、家庭内だけで学ぶのではないと先ほども申し上げましたが、インターネットなどでごらんいただければ、ありとあらゆる形で子供の支援をいたしております。例えば、教員について質問したい事項があれば、手紙を書けば教員が手紙を返してきてくれるとか、それから、家庭にいる子供がカエルの解剖をしたいなどと思ったときに、ビデオなどでダウンロードができてコンピュータでそれを自分で学ぶこともできます。ありとあらゆるものがございまして、こちらに持っておりますけれども、こういった雑誌がアメリカで二十数冊、隔月刊などで出ております。しかも、それを支援する、「ホームスクールPC」というのですが、これはソフトウェアの宣伝でございすけれども、こういったものがありとあらゆるところで発売されております。

そういった支援体制こそまず必要であつて、レッテル張りですとか施設収容ではなくて、枠を外して自由にしてあげることから子供はきつと学んでいくのではないかと私は思っております。

○江草参考人 お答えさせていただきますと思います。

昔の名前の教護院でございすが、そのまま言わせていただきます。教護院と養護施設、いずれもそれぞれ設立の目的が重なり合った部分もあるわけでございますが、多少とも違うわけでございます。教護院の方は、子供の状態に応じた生活指導を行うということであり、また養護施設の方は、家庭養育の代替機能を持つものであるというふうに規定してあるわけでございますが、いずれにしても、それだけで、家庭か施設か、あるいはまた学校か施設かというふうな考え方はない、あつてはいけないというふうに思います。

先生のお言葉のとおりでございますして、身の置きどころのない子供がいるとすれば、この方々にとって、一人一人の子供にふさわしいおり場所を考えなければいけない、また、提供しなければいけないというふうに思います。その一つが、在宅

であつても、おうちで暮らしている場合であつても、支援センターを設けて、あるいはまた通つてきてもらつて、そういうサービスをするというふうな形をとろうと今しておるところでございす。

○町村委員長 ほかにも質疑の御希望の方、いらつしやると思いますが、予定時間をかなりオーバーしてまいりましたので、これにて参考人に対する質疑を終了いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の皆様方、大変お忙しい中、長時間にわたりまして貴重な御意見をいただきましたこと、まことにありがとうございます。委員会を代表して、厚く御礼を申し上げます。本日にどうもありがとうございます。(拍手)

次回は、明二十八日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時五十二分散會

平成九年六月十三日印刷

平成九年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F